

令和6年度 学生向け奨学金公募一覧(令和6年4月8日現在)

※掲示及びTEAMS配信用

整理番号	学内募集期限	募集機関・制度名	種別	併給制限	対象学生	募集区分	申請手続き	金額	給付期間	学内推薦上限数
R6-25	第1回 令和6年4月22日(月) 第2回 令和6年5月20日(月)	日本学生支援機構(JASSO) 給付奨学金(在学採用) ※本件の申請は、高等教育の修学支援新制度(国策)への申込となります。採用された場合には給付奨学金に加え、授業料減免を受けられるものです。	給付 + 授業料 減免	併給可	本科4~5年、専攻科生 <参考> 家計基準 非課税世帯及びそれに準じた世帯 学力基準 給付奨学金案内参照	在学採用 ※高等教育の修学支援新制度(給付奨学金と授業料減免が1本化された制度)なお、授業料減免のみの申請は、本制度では取り扱っておりません。 ※下記の事由に該当する場合は、家計急変採用による申請が可能です。家庭状況をトリアリングの上、家計急変用の申請書を交付しますので、事由発生後速やかに学生課学生係へ申し出てください。 A)生計維持者の死亡 B)生計維持者の事故又は病気 C)生計維持者の失業 D)生計維持者が震災・火災・風水害等に被災した場合であつて、次のいずれかに該当 ①上記A)~C)のいずれかに該当 ②生計維持者が行方不明・就労困難など、世帯収入を大きく減少させる事由が発生 E)本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった場合	1)学生係から下記書類を受領 ①冊子「給付奨学金案内」 ・給付奨学金確認書(様式) ・スカラネット(web)入力下書き用紙 ②マイナンバー提出書 ③大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1) ④自宅外給付月額申請の関連書類 2)学生係へ下記書類を提出 【第1回 〆切4/22(月)】【第2回 〆切5/20(月)】 ①給付奨学金確認書(様式) ②スカラネット(web)入力下書き用紙 ③大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1) ④自宅外通学による給付月額希望者 ・通学形態変更届兼自宅外証明書送付状(給付様式35) ・自宅外通学の証明書類 ※函館高専学生寮への入寮予定者は不要 ⑤その他該当者のみ提出すべき書類 3)学生係から下記書類を受領 ・web入力用のID・パスワード ・点検後のスカラネット(web)入力下書き用紙 4)自身で下記2点の対応 【第1回 〆切4/30(火)】【第2回 〆切5/31(金)】 ①申込者自身でスカラネット(web)申請 ※申請完了後の受付番号(16桁の番号)を控えてください。 ②申込者自身が、マイナンバー関係書類を専用封筒によりJASSOへ直接郵送 ※〆切はJASSO指定の日のため、厳守願います。	○給付奨学金 ・第1区分 自宅(17,500円) 自宅外(34,200円) ・第2区分 自宅(11,700円) 自宅外(22,800円) ・第3区分 自宅(5,900円) 自宅外(11,400円) ・第4区分 自宅(4,400円) 自宅外(8,600円) ○授業料減免 ・第1区分(3/3減免) ・第2区分(2/3減免) ・第3区分(1/3減免) ・第4区分(1/4減免)	在学期間	なし

定期採用

2024年度在学者用

大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）
在学中に、給付奨学金を希望する皆さんへ

給付奨学金案内



スカラネット 入力下書き用紙

18～19ページの間にはみこんでいます

給付奨学金 確認書

巻末に掲載しています

在中

- この冊子では、2020年度から実施されている給付奨学金制度について、現在在学する学校を通じて行う申込手続きを中心に説明しています。
- 家計急変による申込みを希望する場合は、在学する学校に相談し、家計急変採用の申込冊子を受け取ってください。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込手続きを進めてください。また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2024年度（令和6年度）給付奨学金在学採用

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振となった場合、在学から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。確認を受けていない学校に在学する人は、本冊子で案内する給付奨学金を利用することはできません。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合、貸与月額が調整（減額又は増額）されます。貸与月額が調整（減額又は増額）されることを「給付奨学金確認書」において承諾することになります。

2019年度以前から受給の給付奨学金の取扱い

2019年度以前から日本学生支援機構の給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施されている給付奨学金に切り替えることができます。この場合、現在受給している給付奨学金を辞退する必要があります。辞退することを「給付奨学金確認書」において承諾することになります。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。在学校へ提出しないよう注意しましょう。

※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができます。詳細については、在学校を確認してください。



重要

給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金の両方に申し込む予定の人へ

給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金両方の申込みを希望する場合は、本冊子に加えて別冊子「2024年度在学者用 貸与奨学金案内」も在学校から受け取り、貸与奨学金制度についても理解したうえで申込みを行ってください。

給付奨学金（在学採用）の申込みを希望する人が貸与奨学金にも同時に申し込む場合は、1回のスカラネットの入力で申し込むことができます。給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金を同時に申し込む人は、本冊子に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与同時申込み）用】」を利用してください。なお、給付奨学金（家計急変採用）の申込みを希望する場合は、本冊子ではなく「家計急変採用」の申込冊子を在学校から受け取り申し込んでください。

（注）給付奨学金（家計急変採用）と給付奨学金（春・秋の在学採用）を並行して申し込むことはできません。申込みに必要な書類は下表を参考に、各奨学金案内を十分に確認してください。

必要書類	給付奨学金	貸与奨学金	備考
確認書（兼同意書）	●	●	全員（それぞれ提出必要）
マイナンバー関係書類		●	全員（※）
在留資格及び在留期間が明記されている証明書		●	該当者のみ（※）
施設等在籍証明書等		●	該当者のみ（※）

（※）給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金を同時に申し込む場合は1部のみで可

目次

知っておいてほしいポイント	2ページ
給付奨学金案内　ダイジェスト	4ページ
第Ⅰ部　給付奨学金制度	
1. 募集時期	5ページ
2. 対象機関（確認大学等）	5ページ
3. 支給要件及び選考基準	6ページ
4. 支給金額	15ページ
5. 支給方法	19ページ
6. 過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの制限	19ページ
7. 認定の取消し	20ページ
8. その他	20ページ
第Ⅱ部　申込手順等	
1. 申込みの流れ	21ページ
2. 必要書類と提出先の確認	22ページ
3. スカラネットによる申込み	23ページ
4. マイナンバー関係書類の提出	27ページ
第Ⅲ部　採用後の手続き	28ページ
〈参考資料〉 授業料等の減免について	30ページ

本冊子の用語

- あなた・・・奨学金を申し込む学生本人
- 機構・・・独立行政法人日本学生支援機構
- 大学等・・・大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校（専門課程）
- 生計維持者・・・父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等）
- 社会的養護を必要とする人・・・満18歳となる前日に児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2）

※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

※2 高等学校等を卒業することにより満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む

給付奨学金案内 ダイジェスト



日本学生支援機構の給付奨学金は、高等教育の修学支援新制度による支援のひとつとして、大学等の授業料等減免と併せて、学生等のみなさんを支援するものです。

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

給付奨学金の募集時期はいつですか？

原則、毎年春及び秋に対象校を通じて奨学生の募集を行います。在学校に必ず確認して募集時期を逃さないように注意してください（詳細は5ページ）。
※授業料等減免の時期や申込方法もあわせて学校に確認しましょう。

どのような人が支給対象となりますか？

国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校に在学している人で、過去に機構の給付奨学金（2019年度以前より受給のものを除く）の支給を受けたことがない人が対象です（詳細は5ページ及び19ページ）。
学業成績等に係る基準や家計（所得金額・資産）に係る基準、及び高等学校等卒業から入学までの期間や在留資格等に関する要件を満たす必要があります（詳細は6～14ページ）。
※授業料等減免と給付奨学金で同一の要件です。

支給を受けられるかどうかは、誰の収入や資産により決まるのですか？

あなたと生計維持者の収入や資産を確認して支給対象かどうか決まります。生計維持者とは、原則は父母両方、父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります（詳細は9～13ページ）。
※授業料等減免と給付奨学金で同一の考え方です。

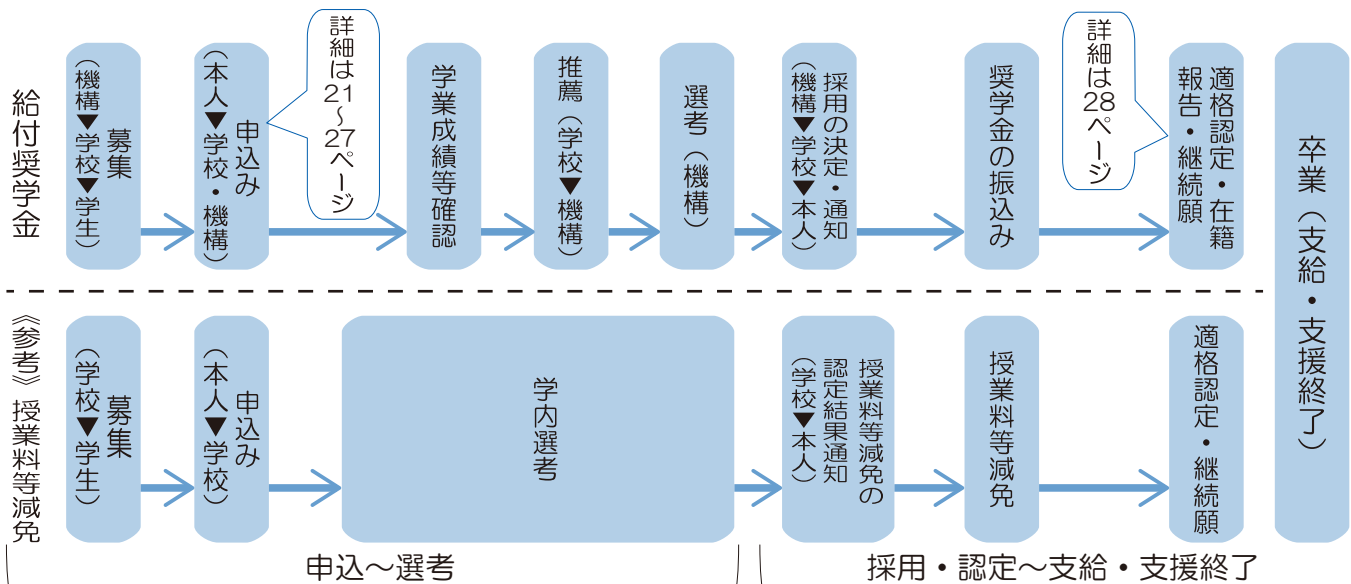
支給される金額はいくらになりますか？

あなた及び生計維持者の所得金額や資産に基づき判定された支援区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により金額が定められます（詳細は15ページ）。
※授業料等減免については、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により金額が定められます（詳細は30ページ）。

申込みにはどのような書類が必要ですか？

給付奨学金の申込みはインターネット（スカラネット）で行います。ただし、あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類と「給付奨学金確認書」（一部該当者は別途証明書類を含む）については、紙による提出が必要となります（詳細は21～27ページ）。

●申込みから支給・支援終了までの流れ



第1部 給付奨学金制度

1 募集時期

原則、毎年春（一次採用）及び秋（二次採用）に在学学校を通じて奨学生の募集を行います。申込締切日を在学学校に確認し、必ず期限内に申込みを行ってください（申込締切期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。なお、給付奨学金（家計急変採用）と給付奨学金（春・秋の在学採用）を並行して申し込むことはできません。また、既に給付奨学金（家計急変採用）の奨学生となっている人も、給付奨学金（春・秋の在学採用）に申し込むことはできません。

2 対象機関（確認大学等）

下表で支給対象としている国内の学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生等が支給対象です。

- 国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



表内の記号の意味・・・○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下（※2）を参照

学校種別・課程		支給の可否	備考
大学	学部・学科	○	—
	通信教育課程	○	—
	専攻科・別科（※1）	×	—
短期大学	学科	○	—
	通信教育課程	○	—
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること（※4）。
	別科	×	—
高等専門学校	4・5年生	○	—
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること（※4）。
専修学校	専門課程（上級学科を含む）	○	—
	通信教育課程	○	—

※1 大学の専攻科、別科は支給対象外です。

※2 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（「認定専攻科」といいます。）に在籍している人に限り支給対象となります。

- 令和5年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

※3 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間、計画的に課程を履修し卒業する長期履修課程に在学している人（長期履修学生）については、通常課程の修業年限に相当する期間のみの支給となります。

※4 本科卒業後、研究生等として引き続き学校に在籍する場合においても、認定専攻科で給付奨学金の支給対象となるのは、本科卒業（修了）から認定専攻科への入学が1年以内の者となります（研究生卒業（修了）からではありません）。

3 支給要件及び選考基準

2024年度に支給対象校に在学している人で、以下の(1)~(4)のいずれにも該当する人が給付奨学生に採用となり、支給対象となります。なお、給付奨学生採用後に要件・基準を満たしていないことが判明した場合には、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。過去に機構の給付奨学金(2019年度以前から受給のものを除く)の支給を受けたことがある人は、19ページを参照してください。

(1) 大学等への入学時期等に関する要件

以下①~③のいずれかに該当する人のみ申し込むことができます。

① 高等学校等(※1)を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日(※2)までの期間が2年を経過していない人

※1 高等学校等とは、国内の高等学校(本科)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校の高等課程(修業年限が3年以上のもの)を指します(インターナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、7ページ③を参照)。

※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。

ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。

※3 ある専修学校専門課程を修了してから別の専門課程の学科へ入学した人は、高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から当該学科へ進学する日までの期間が2年を経過していない場合に限り(ひとつ目の専門課程で機構の給付奨学金の支給を受けていないことが前提です)。

※4 大学等を一旦退学した者が別の大学等へ再入学した場合は、高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から別の大学等へ再入学するまでの期間が2年を経過していない人となります。

例えば、以下のような人が対象となります。

- 2022年3月に高等学校等を卒業 → 2024年度末までに大学等へ入学した人(2025年4月以降に進学する人は対象外です)
- 2020年3月に高等学校等を卒業 → 2022年度末までにA短期大学へ入学し、A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人
- 2022年3月に高等学校等を卒業 → 2024年3月にA専修学校専門課程を修了し、2024年度末までにB専修学校専門課程に入学した人
※ただし、A専修学校で機構の給付奨学金の支給を受けていた場合は、支給の対象とはなりません。

② 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」といいます。)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

例えば、以下のような人が対象となります。

- 16歳となる2019年度から5年を経過していない2021年度に認定試験に合格し、2024年度末までに大学等へ入学した人
- 16歳となる2014年度から5年以上経過した2021年度に認定試験に合格し、2024年度末までに大学等へ入学した人(5年の間に認定試験を受けていなくても、5年経過後の2019年度、2020年度と認定試験合格までの間、引き続き進学後の学修意欲をもって毎年度認定試験を受験していることが必要)

③ 以下のa～cのいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）

a 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する人として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- (ア) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの
- (イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人
- (ウ) 文部科学大臣の指定した人

上記(ア)について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・外国の学校で18歳となる2021年度に12年の課程を修了し、2024年度末までに大学等へ入学した人

b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人として入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- (ア) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (イ) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

上記(ア)について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・高校2年生の17歳（2019年度）で「飛び入学」によりA大学へ入学したが、19歳（2021年度）の時にA大学を退学した人が、2020年度の末日から2年の間（2022年度末まで）に別のB大学へ入学した場合
- ※なお、高校2年生の17歳（2022年度）で「飛び級」により大学等へ入学した人は対象となります。

c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人として入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

- (ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18歳に達したもの
- (イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認められた人であって、18歳に達したもの

上記(イ)について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・17歳となる2020年度に専修学校高等課程（2年間）を修了後、準看護師として3年間勤務（2023年度まで）した後に、個別の入学資格審査によって21歳となる2024年度に専修学校専門課程（3年課程）へ入学した人

(2) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は **表1** のとおり在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が **表2** の1.～3. のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

表1

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 (2023年度秋入学 者含む)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後1年以上を 経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、「4年次」の修了時の成績により判定されます（1～3年次までの成績は含みません）。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。

(注1) 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

(注2) 入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。

表2

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の5割以下であること。
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

(注1) 上記1.～3. のいずれかに当てはまる場合であっても、災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。その場合は、在学に相談してください。

(注2) 編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で上記1.～3. のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

(注3) 判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

重要

学修計画書の詳細については、学校に確認してください。

採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。（28ページ参照）
給付奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

(3) 家計に係る基準

① 収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

【収入基準】

収入については、提出されたマイナンバーにより2022年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2023年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します（二次採用（秋）では2023年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2024年度住民税情報で判定を行います）。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1） 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が51,300円以上154,500円未満であること

（※1） ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。

（※2） 支給額算定基準額 $\star 1$ ＝課税標準額 $\times 6\%$ －（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額） $\star 2$ （100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に $3/4$ を乗じた額となります。

（※3） 給付奨学金利用（希望）者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/hayaumare.html>



（※4） 第Ⅳ区分については、17ページで説明します。

② 収入・所得の上限額の目安

収入基準は、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います。

実際の世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い等は各世帯により異なるため、下表はあくまでも目安として利用してください。家計基準について詳細に確認したい場合は、10ページの【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】を参照してください。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）				（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親① （ひとり親）（★）	229	332	402	649	144	212	272	452
3人	あなた、親①（ひとり親）（★）、高校生	289	391	457	677	182	257	311	494
4人	あなた、親①（★）、親②（無収入）、高校生	295	395	461	698	196	277	348	526
4人	あなた、親①（★）、親②（給与所得者）、高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：656 親②：155	親①：179 親②：115	親①：205 親②：155	親①：262 親②：155	親①：453 親②：155
5人	あなた、親①（★）、親②（パート）、高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：698 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100	親①：530 親②：100

（注1） 給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。

（注2） 表中の数字はあくまでも目安です。目安の金額を上回っていても支給対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。

（注3） 2024年4月に申し込む場合、あなたが当年の1月1日時点で20～23歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入（所得）がないものとして計算しています。

（注4） 2024年4月に申し込む場合、親①が2022年中にひとり親であった場合の目安となります。

（注5） 第Ⅳ区分については、17ページで説明します。

【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

収入基準を満たすかどうかを申込前の段階で確認したい場合、以下の3通りの方法があります※。

(1) 「進学資金シミュレーター」を使う

あなたの世帯構成で収入基準に該当するか、目安の確認ができます。



進学資金シミュレーター

(2) 課税証明書を使って自分で試算する

市町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、自分で支給額算定基準額を試算することができます。課税証明書と同様の情報は、マイナポータルでも取得できます。

○ 試算方法

令和5年度(令和4年分) 市・県民税 所得・課税証明書(例) 第 〇〇〇 号			
納税義務者		住所 〇〇県▲▲市市谷本村町10-7	生年月日 昭和43年6月1日
氏名 〇〇 次郎			
合計所得金額	2,487,200 円	所得控除合計額	1,558,050 円
所得の内訳		所得控除対象配偶者	〇人 (老人・その他の同一生計配偶者)
給与所得	2,487,200 円	配偶者特別控除	0 円
雑所得	0 円	扶養親族	0人 (特定)
事業所得	0 円		0人 (老人)
不動産所得	0 円		0人 (うち同居)
譲渡所得	0 円		1人 (その他)
一時所得	0 円		0人 (特別)
【以下余白】			0人 (うち同居)
			0人 (障害者)
			0人 (他障害)
収入の内訳		本人該当	0人 (障害者)
給与収入	3,787,000 円		0人 (特別・原爆・他障害)
公的年金収入	0 円		0人 (寡婦(夫)・ひとり親)
繰越控除	0 円		0人 (奨励(夫)・ひとり親)
総所得金額等	2,487,200 円		0人 (未成年)
			0円 (医療費)
			0円 (小規模企業共済等掛金)
			568,050 円 (社会保険料)
			0 円 (生命保険料)
			0 円 (地震保険料)
			1人 (16歳未満扶養親族)
		課税標準額	929,000 円
		課税総所得金額	929,000 円
		課税山林所得金額	0 円
		【以下余白】	
		市県民税	市民税 74,320 円 県民税 18,580 円
		税額控除前所得割額	(55,740 円) (37,160 円)
		税額調整控除額	(6,000 円) (1,500 円)
		税額調整額	(4,500 円) (3,000 円)
		住宅借入金等特別税額控除額	0 円 (0 円)
		税額調整額	0 円 (0 円)
		寄附金税額控除額	0 円 (0 円)
		【以下余白】	
		税額調整額	0 円 (0 円)
		税額調整額	0 円 (0 円)
		減免前所得割額	68,300 円 17,000 円
		減免税額	0 円 0 円
		所得割額	68,300 円 17,000 円
		(税源移譲前)	(51,200 円) (34,100 円)
		均等割額	4,000 円 1,000 円
		市県民税額	90,300 円
		上記について相違ないことを証明する。	
		令和6年4月1日	
		〇〇県▲▲市長 機構 太郎	

・上記の証明書の例は特定の自治体のもではありません。自治体により、書式や記載事項は異なります。

① 証明書の年度は、令和5年度(令和4年分)【2023年度(2022年分)】が必要です。ただし、二次採用(秋)で申し込む場合は、令和6年度(令和5年分)【2024年度(2023年分)】を使います。

② 証明書は、申込者本人と生計維持者全員分の情報が必要です(最大3名分)。

③ 以下により支給額算定基準額を算定します。

支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) * 1
(100円未満切り捨て)

★1 住所が政令指定都市である場合、(市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)に3/4を乗じます。

★2 地方税法の定めにより市町村民税所得割が課税されない場合、(★3)の場合を除き、上記の計算によらず、支給額算定基準額は0円になります。

★3 課税標準額の記載がない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む)の合計額が課税標準額です(ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等(臨時的な減税措置を含む)は、収入基準判定に影響しません)。

○ 上記の例を用いた具体的な計算方法(「▲▲市」は政令指定都市とします)。

上記③により計算すると、支給額算定基準額は51,200円(929,000円 × 6% - (6,000円 + 0円) × 3/4 = 51,240円から100円未満を切り捨て)です。この計算を申込者本人と生計維持者各人について行い、合計した金額で収入基準が判定されます。

(3) 支給額算定基準額判定ツール

市町村役場で取得できる課税証明書(自治体によっては所得証明書)とツールを用いて、自分で支給額算定基準額を試算することができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/kekka/kyufu.html>



※機構は、シミュレーション結果又はご自身で試算された結果と選考結果との相違について、一切の責任を負いません。

収入基準の選考は、機構が取得した税情報をもとに機械的に行います。このため、シミュレーション結果やご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合があります。逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合があります。

【資産基準】

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額（あなたと生計維持者の資産額の合計）
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

⚠️ 重要

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- 現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
※退職金も含まれます。
- 預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- 満期や解約により現金化した保険
※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

③ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。
詳細は機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ & A」を確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



JASSO 生計維持者について 検索

生計維持者となる人の例

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・あなた自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名になります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父又は母と再婚相手（2名）
IV 父母と死別又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名） ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、あなた（1名）が生計維持者となります。
2	あなたが結婚しており、あなたが納税手続きにおいて配偶者を扶養している	あなた（1名）

（注1） 生計維持者としてスカラネットで入力した人物についてマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。（マイナンバー提出書の人物とスカラネットで入力した人物は必ず一致する必要があります。）

（注2） 無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でもマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。
 ※マイナンバーでの情報取得等については9ページ及び27ページを参照してください。

（注3） 生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

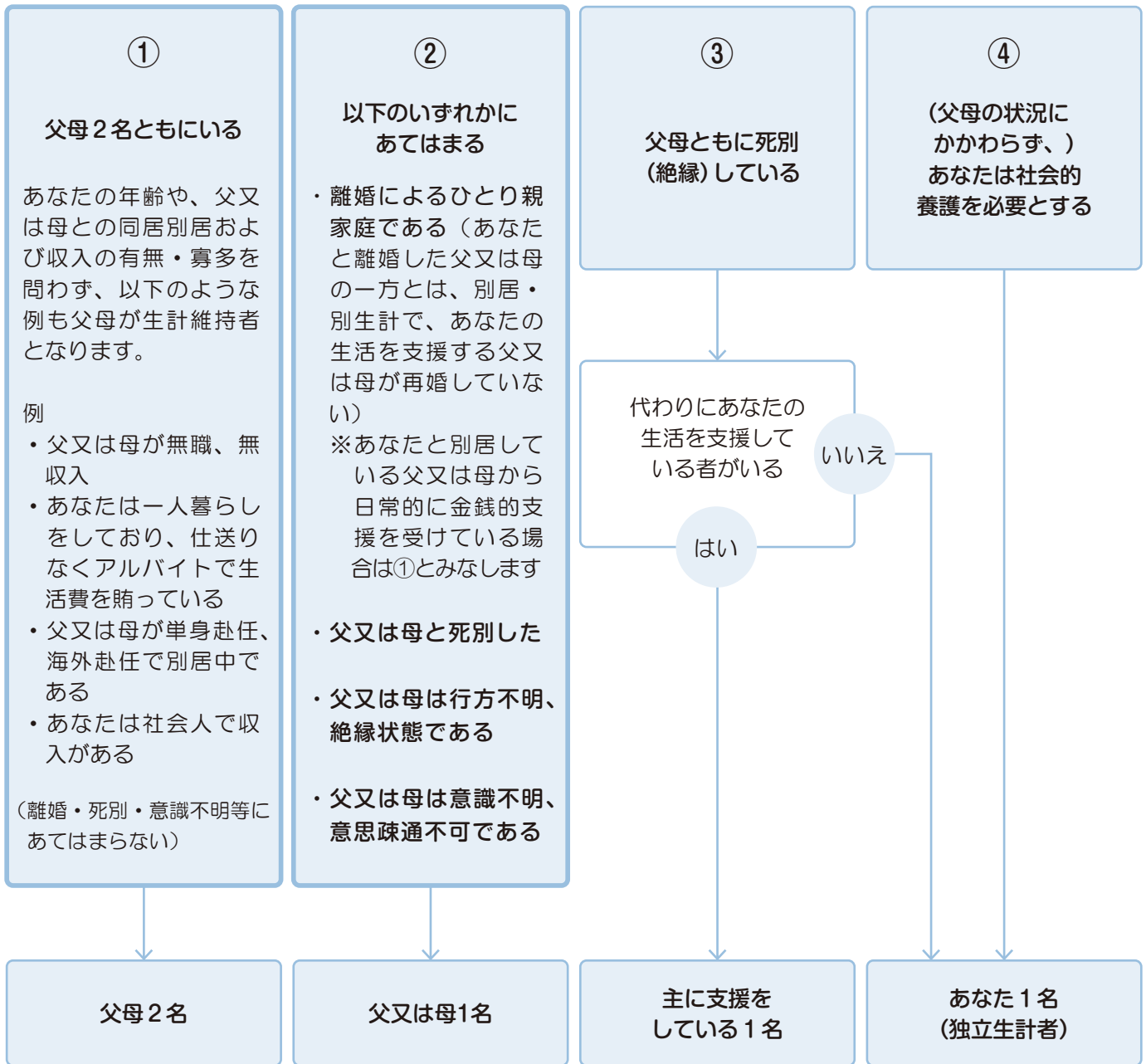
（注4） 社会的養護を必要とする人（3ページ参照）は、そのことを証明する書類を提出してください。

※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可能です（所定様式を希望する場合は、在学校に相談してください）。

（注5） 生計維持者を誤って申告して採用された場合、採用が取り消されることがあります。

【生計維持者確認チャート】

あなたの生計維持者が誰になるのか、【生計維持者確認チャート】を使って確認することができます。
あなたの父・母はどのような状況ですか。①～④の中から選んでください。



※上記ケースにあてはまらない方や、以下の方の生計維持者につきましては、ホームページに掲載（12ページ参照）の「生計維持者に係るQ&A」をご確認ください。

- ・あなたの生活を支援する父又は母が離婚後、再婚した（義理の父又は母がいる）
- ・養子縁組した父母（もしくは父又は母）がいる

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、**在留資格等**によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を学校へ提出する必要があります（※1）。

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3）	⇒ ・「 在留カード 」（コピー） ・「 特別永住者証明書 」（コピー） ・「 住民票の写し 」（原本） 等、 在留資格・在留期間が明記 （※1）されているもの（いずれか1点）
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	定住者（※4）	
	家族滞在（※5）	⇒ 上記の書類に加えて、 ・「 出入国記録の写し 」（原本）（※6）
	上記以外（「留学」等）	⇒ 支給の対象となりません （※7）

（※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、給付奨学金の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

- （※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。
- （※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。
- （※4） 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。
- （※5） 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。
- （※6） ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。
- （※7） 申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の支給を受けることができません。

（参考）スカラネット入力下書き用紙への記入箇所 ③ページ参照



4 支給金額

(1) 一般の課程

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：詳細は9ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、**原則として毎月**振り込まれます。なお、自宅通学・自宅外通学の取扱いは（注3）～（注6）を確認してください。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分	国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円
高等専門学校 (第4学年以上)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(注3) 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります）。

(注4) 「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて、あなたもしくは生計維持者が家賃を支払って生活している状態のことをいいます。ア～オに該当しないことや家賃を支払っていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

- | |
|---|
| <p>ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）</p> <p>イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）</p> <p>ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）</p> <p>エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）</p> <p>オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合</p> |
|---|

(注5) **「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます。**自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を不備なく提出し、審査終了した後になります。なお、振込反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

(注6) 社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(注7) 第Ⅳ区分については、17ページで説明します。

(2) 通信教育課程

正規の卒業年度まで、本人と生計維持者の所得金額に基づく区分（9ページ参照）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

支援区分	国立・公立・私立／自宅・自宅外共通
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分（多子世帯に限る）	12,800円

⚠ 重要

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、**あなたが**以下のいずれかの国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給金額が0円となります。申込みにあたってはハローワークや役所から**あなたが**受けている給付金がないか必ず確認の上、該当があれば申告してください。

※国費による給付金とは、教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

※**あなた自身ではなく、生計維持者が国費による給付金を受けている場合は、申告は不要です。**

【第Ⅳ区分の支援について】

世帯の所得金額に基づく区分（9ページ参照）が第Ⅳ区分となった場合には、あなたの状況によって、以下のように支援内容が変わります。

（１）あなたが多子世帯に属している※²場合

給付奨学金として、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる15ページの表の金額（月額）が支給されます。また、学校に授業料等減免※³を申請した場合には、第Ⅰ区分の4分の1の額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

（２）あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等※⁴に在籍している場合

給付奨学金の支給額は0円となりますが、学校に授業料等減免※³を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

（３）上記（１）・（２）いずれにもあてはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

<参考> 修学支援新制度 第Ⅳ区分の支援の内容（イメージ）

あなたの状況	給付奨学金	授業料等減免
（１）多子世帯に属している	満額の1/4の額の支給 （15ページに記載の額）	満額の1/4の額の支援
（２）私立学校の理工農系の学科等に通っている	0円	30ページに記載の金額
（３）上記のいずれにもあてはまらない	支給なし	支援なし

※¹ 上記（１）・（２）のいずれにもあてはまる場合は、（１）の支援となります。

※² 「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上である場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時（奨学生として既に採用されている場合には、在学中に申告したとき）に入力した世帯の情報のうち、あなたの生計維持者の子にあたる者（あなた自身を含む。）の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

※³ 授業料等減免については、在籍している学校にご確認ください。

※⁴ 対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページに公表されています。

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等） > 理工農系学部学科の対象機関リスト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm



【給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整）】

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。**なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は機構にて行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。**

- 通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、下表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構ホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

- 第一種奨学金の機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
	第Ⅳ区分	多子世帯	26,500円 (20,000円、31,400円)	23,100円	29,800円 (20,000円、38,700円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円、30,000円 44,500円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
	第Ⅳ区分	多子世帯	29,500円 (20,000円、34,400円)	26,100円	20,000円、30,400円 (20,000円、36,300円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、30,000円、40,000円 (20,000円、30,000円、47,000円)	20,000円、30,000円 47,000円
高等 専門学校 (第4学年 以上)	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
	第Ⅳ区分	多子世帯	20,000円、35,700円 (20,000円、39,600円)	20,000円 37,500円	20,000円、31,700円 (20,000円、36,600円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、33,500円 (20,000円、30,000円、40,500円)	20,000円、30,000円 40,500円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円
	第Ⅳ区分	多子世帯	20,000円、34,200円 (20,000円、39,100円)	20,000円 30,800円	20,000円、31,100円 (20,000円、37,000円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、30,000円、40,700円 (20,000円、30,000円、47,700円)	20,000円、30,000円 47,700円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 2017年度以前入学者は、20,000円を選択できません。

(注3) 給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は「自宅通学」の月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

(注4) 国公立の「第Ⅳ区分(理工農系)」は、併給調整はされません。併給調整がされない通常の貸与月額については、機構ホームページでご確認ください。

(2018年度以降入学者) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2018ikou.html

(2017年度以前入学者) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2017izen.html

(注5) 第Ⅳ区分については、17ページをご確認ください。

5 支給方法

給付奨学生であるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。奨学金の申込みまでに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く) ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、PayPay銀行等)、その他一部の銀行(SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等)
口座	本人名義の普通預金(通常貯金)口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座

【奨学金振込日】

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日

(注1) 上表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。

(注2) 一次採用(春)で採用され、初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月の分までがまとめて振り込まれます(二次採用(秋)の場合は10月分からの支給となります)。



振込カレンダー

6 過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの制限

過去に給付奨学金(家計急変採用によるものを含む)を受けたことのある人は、新規申込みをして、2回目の支給を受けることはできません。

(1) 制限の対象となるのは、2020年度から高等教育の修学支援新制度として実施している給付奨学金を受けたことがある人です。2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人は、新規申込み(切り替え)が可能です。

(2) 給付奨学金を受給している人が編入学・転学等した場合

給付奨学生が編入学、転学、転籍、専門学校を除く学校から専門学校の2年生以上へ入学、又は認定専攻科へ入学等(以下「編入学等」)した場合、所定の手続きにより、編入学等先の大学等の修業年限まで(通算最大72か月まで)支給を受けることができます場合があります(編入学等時において支給要件を満たしている必要があります)。

ただし、これらに該当することにより支給の対象となり得るのは、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から編入学等した日までの期間が1年を経過していない者に限られます。

(3) 過去に、以下のいずれかの理由により給付奨学生として認定を取り消された人は、給付奨学金を受けることができません。

- ・虚偽の申告や不正により給付奨学金の支給を受けた人
- ・29ページの表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに当てはまる人
- ・学校処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学の処分を受けた人

7 認定の取消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用された場合は認定の取消しを願い出すことができます。

なお、採用後、申込情報に誤りがあることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

8 その他

進学前離職者について

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、申請書の提出により、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。詳細は機構ホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/shingakumaerisyoku.html>



第II部 申込手順等

1 申込みの流れ

申込みは、必要書類を在学期に提出した後、「スカラネット」から行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、在学期から指定された期限までに行わなければなりません。

(1) 申込関係書類の受取、「給付奨学金確認書」の作成

在学期から申込関係書類を受け取り、「給付奨学金確認書」を作成します。「給付奨学金確認書」の記載内容を確認のうえ、本人が記入・自署してください。

※マイナンバー提出書に記載の「申込ID」を必ず記入してください。

(2) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、提出書類の準備

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。



重要

給付奨学金確認書及びマイナンバー提出書に記載する生計維持者とスカラネットへ入力する生計維持者は、全て一致しなければなりません。一致しない場合は選考が遅れる場合があります。

(3) 申込書類を学校へ提出

定められた期限までに、22ページ記載の必要書類と「スカラネット入力下書き用紙」を在学期へ提出します。提出前に必要書類が不備なくととのっているか確認してください。

(4) 識別番号の受取

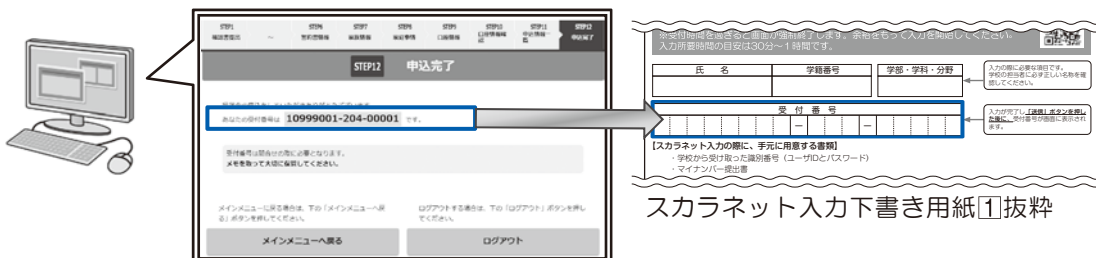
在学期での書類の確認が終わると、スカラネット入力に必要な識別番号（ユーザID・パスワード）が交付されます。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

(5) スカラネットでの申入力

「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、正確に入力・送信します。

(6) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。



(7) マイナンバーの送付

マイナンバー関係書類は、スカラネット入力完了後 **1週間以内**に、学校ではなく、**直接機構に簡易書留で郵送**します。

-申込手続き完了-

2 必要書類と提出先の確認

書類によって提出先が異なることに注意してください。

※奨学金の申請時に提出した書類は返却しませんのでご留意ください。

必要書類	概要	提出先						
【全員】 1. 「給付奨学金確認書」(原本)	<p>機構の諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類</p> <p>※ 2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人が2020年度から実施されている給付奨学金に採用されたときは、<u>受給している給付奨学金を辞退することを承諾する旨記載</u>があります。</p> <p>※ 第一種奨学金を利用している人が給付奨学金に採用されたときは、<u>貸与月額が調整されることを承諾する旨記載</u>があります。</p>	在学している学校						
【該当者のみ】 2. 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	<p>申込者本人(あなた)が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類(14ページ参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(いずれか1点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード(コピー) ・特別永住者証明書(コピー) ・住民票の写し(原本) <p>等、在留資格・在留期間(※1)(※2)が明記されているもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>「家族滞在」の場合のみ上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国記録の写し(原本)(※3) </div> <p>※1 「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。</p> <p>※2 申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類(コピー)を在学に提出してください。</p> <p>※3 ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。</p>							
【該当者のみ】 3. 「施設等在籍証明書」(施設長発行) 「児童(里親)委託証明書」(児童相談所発行) 「措置解除決定通知書」(児童相談所発行)等(コピー可)	<p>あなたが社会的養護を必要とする人(満18歳となる前日に児童養護施設等(※1)に入所して(養育されてまたは一時保護されて)いた人(※2))であることがわかる日付が記載された証明書類</p> <p>※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親</p> <p>※2 高等学校等を卒業することにより満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する(養育・一時保護される)こととなった人も含む</p> <p>※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」(原本)でも可。</p>							
【該当者のみ】(採用後) 4. 「自宅外通学であることを示す証明書」	<p>生計維持者(※)と別居しており、かつ申込者本人(あなた)の居住に係る家賃を支払っていることを示す証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパートの賃貸借契約書のコピー ・入寮証明書等 <p>※独立生計者及び社会的養護を必要とする人も、同様に提出する必要があります。</p>							
【該当者のみ】 5. マイナンバーを提出できない申込者本人(あなた)・生計維持者の「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる提出書類」(本人記入の様式、機構ホームページ掲載)	<p>申込者本人(あなた)・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合</p>							
【該当者のみ】 6. 生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」等(様式は機構ホームページ掲載)	<p>生計維持者が海外に居住し、2023年度(2022年1月1日～12月31日)の住民税が課税されていない(2023年1月1日時点で国内に居住していない)場合</p> <p>※二次採用(秋)では2024年度(2023年1月1日～12月31日)の住民税が課税されていない(2024年1月1日時点で国内に居住していない)場合</p>							
【全員】 7. マイナンバー関係書類	<table border="1"> <tr> <td>7-1. マイナンバー提出書</td> <td>機構がマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に同意する書類</td> </tr> <tr> <td>7-2. 番号確認書類</td> <td>申込者本人(あなた)及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類</td> </tr> <tr> <td>7-3. 身元確認書類</td> <td>申込者本人(あなた)の身分証明書類</td> </tr> </table>	7-1. マイナンバー提出書	機構がマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に同意する書類	7-2. 番号確認書類	申込者本人(あなた)及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類	7-3. 身元確認書類	申込者本人(あなた)の身分証明書類	<p>機構</p> <p>(注) 専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送</p>
7-1. マイナンバー提出書	機構がマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に同意する書類							
7-2. 番号確認書類	申込者本人(あなた)及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類							
7-3. 身元確認書類	申込者本人(あなた)の身分証明書類							

3 スカラネットによる申込み

在学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください(入力期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください)。送信した申込内容は原則として変更できません。

(1) スカラネットURLと入力可能時間

スカラネット URL <https://www.sas.jasso.go.jp/>

入力可能時間 8:00～25:00 (24:00～25:00 は翌日の受付扱い)

※土日祝日も入力可能です。

※締切日の入力可能時間は8:00～24:00です。

※1画面あたり30分の時間制限があります。



(2) スカラネットの動作確認済み環境

[パソコン]

OS: Windows 10、11

ブラウザ: Microsoft Edge

[モバイル端末]

OS: iOS 13以上、iPadOS 13以上、Android 8.0以上

ブラウザ: Mobile Safari、Android用モバイル版 Google Chrome

(注1) フィーチャーフォンには対応していません。

(注2) アップル社が販売している macOS を搭載するコンピュータについては未確認です。

(3) 文字入力

① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載どおりに入力してください。ただし、次の(ア)～(ウ)の留意点があります。

(ア) 旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます(吉→吉、祐→祐、廣→廣 等)。

また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。

(イ) 読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。

(ウ) 外国籍の人の氏名は、口座開設時に用いた住民票の写しや在留資格証明書等の公的証明書類の記載をもとに、カタカナで入力してください。

- ・入力方法は下記②の(例)を参照してください。

- ・アルファベットは使用できないため、カタカナに置き替えてください。

- ・(申込者本人のみ)銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② 文字数の制限 (本人氏名欄、生計維持者欄)

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ**全角5文字**まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ**全角15文字**まで入力できます。「スペース」は入力しないでください。

制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください(名前が途切れていてもかまいません)。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、**途中で切らずにフルネームを入力してください。**

(例) Shougaku Thomas Michael Taro (ショウガク トーマス マイケル タロウ)
・漢字氏名欄 【姓】 ショウガク 【名】 トーマスマ (「イケルタロウ」は切る)
・カナ氏名欄 【姓】 ショウガク 【名】 トーマスマイケルタロウ

(4) スカラネット初回ログイン ※画像は2024年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

奨学金申込みのためにスカラネットに初めてログインされる方は「奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「ログイン(アカウント情報登録済の人)」をクリックしてください。

●奨学金の新規申込・進学届の提出

◆申込内容の選択

申込種別を選択してください

予約採用の申込 ... 進学前に申し込む(進学先で奨学金を希望する場合)

● 在学採用の申込 ... 進学後に申し込む(在学している学校で奨学金を希望する場合)

進学届の提出 ... 予約採用の採用候補者に決定済で進学した場合

在学中の学校を選択してください

● 大学等 ... 大学等(大学・短大・高専・専修専門)に在学している場合

大学院 ... 大学院に在学している場合

法科大学院 ... 法科大学院に在学している場合

短期留学 ... 国内の学校に在学中に短期留学をする場合

申込画面へ

ログイン(アカウント情報登録済の人)

返還免除内定制度の申込

※「初回ログイン」は、申込みごとに行います。
例 2023年一次採用に給付奨学金に申込みした人も、2024年一次採用に第二種奨学金を申込みする際は「ログイン(アカウント情報登録済の人)」ではなく、「初回ログイン」から始める。

識別番号入力

学校から交付された識別番号(ユーザIDとパスワード)を入力してください。

◆ 識別番号入力

あなたの識別番号(学校から交付されたユーザIDとパスワード)を入力してください。

(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID

パスワード

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

■ スカラネットにアクセス

ブラウザのアドレスバーに次のURLを入力し、「スカラネット」にアクセスします。<https://www.sas.jasso.go.jp/>
最初に「奨学金の新規申込・進学届の提出」を選択します。次に「在学採用の申込」、さらに「大学等」を選択します。その後、「申込画面へ」ボタンを押します。

■ 識別番号入力

別のウィンドウが開きます。
学校から受け取った「識別番号」のユーザIDとパスワードを入力して、「次へ」ボタンを押します。

学種・申込選択

○奨学金学種(学校)・申込の選択

1. あなたはどの課程で奨学金を受けたいですか。

大学

2. 申込み奨学金を選択してください。

(1) 定期採用(1次又は2次)

現在在学している大学での奨学金を申込みすることができます。

(2) 専攻変更採用(給付奨学金のみ)

生計維持者に特定の事由が生じたことでの専攻変更、卒業後の収入状況が住民税情報に反映される前に変更を要する場合のみ申込みすることができます。

学校で申込資格を確認してください。

(3) 緊急採用・応急採用(貸与奨学金のみ)

過去1年以内に生計を維持している人が失踪、破産、倒産、病気、死亡等又は火災、風水害等により専攻変更が生じた人のみ申込みすることができます。

学校で申込資格を確認してください。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

奨学金申込・進学届の提出専用ページ

あなたの「奨学金期間」・「採用候補者のしおり」等で確認した内容を確認して入力してください。
実行履歴は前年8月から前年11月までとなっております。

日本学生支援機構

◆ ログイン

申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

※「申込ID」には「マイナンバー提出書」に印刷されている申込ID、または、初回ログイン時に発行された申込IDを入力してください。

申込ID

パスワード

※マイナンバー提出書の見本を表示します。

見本を表示

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

申込ID又はパスワードを忘れた方は、下の「ログインできない方」ボタンを押してください。

ログインできない方

注1) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。
注2) 「マイナンバー提出書」についての注意事項
● 奨学金の申込みには、原則として、あなたとあなたの生計維持者(原則採用)のマイナンバー提出が必要で、
● 「マイナンバー提出書」の提出先は学校ではありません。指定の送付先(日本学生支援機構)へあなたから直接送付してください。
● この申込入力完了後は、「マイナンバー提出書」に必要事項を記入し必要は証明書類とあわせて、雇用対象を確保して送付中に「この申込入力後(返還免除内定)」送付(提出)してください。

■ 学種・申込選択

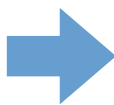
ここではまず、あなたが通っている課程の種類を選択します。
次に、「申込み奨学金を選択してください。」という設問の選択肢の中から、「定期採用(1次又は2次 給付奨学金・貸与奨学金)」を選択します。誤って他の選択肢を選ぶと、選考の対象にならず、申込みをやり直す必要が生じます。「定期採用」を選んでいることを再度確認してください。
選択し終わったら、「次へ」ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録

奨学金の申込みをするのに必要なアカウント情報を登録していきます。

① ログイン：学校から受け取った「マイナンバー提出書」に印刷されているZDから始まる申込IDと初期パスワードを入力して、「次へ」ボタンを押します。





■ アカウント情報の登録 (続き)

②メールアドレス登録：画面の指示に従って、登録したいメールアドレスを入力します。

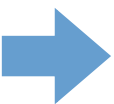
③パスワード設定：画面の指示に従って、新しいパスワードを入力します。②③両方を入力し終わったら、「送信」ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録 (続き)

④メールアドレス認証：②で入力したメールアドレスに認証コードが届きます。メールに記載の認証コードを入力して、「認証」ボタンを押します。

⑤アカウント情報登録完了：メールアドレスの認証に成功すると、アカウント情報の登録が完了します。メールアドレスと申込IDがセットで表示されます。メールアドレスと申込IDは必ず本冊子裏表紙の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。「次へ」ボタンを押すと、次の画面に進みます。

(5) 申込内容の入力



■ メインメニュー

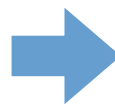
アカウント情報登録完了した人が使える「メインメニュー」画面です。
奨学金申込 ボタンを押して、奨学金の申込みを開始します。

※申込みの途中で一時保存して入力を中断し、申込みが完了していない場合は、「**申込を再開する**」ボタンが表示されます。

■ 申込内容の入力

STEP1 確認書兼同意書の提出 画面が表示されます。これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入した内容を、画面の指示に従って入力していきます。

STEP10 奨学金振込口座情報確認 まで終わったら、「次へ」ボタンを押します。





2024年4月1日

あなたの記入した学籍番号は **GAKU0824** です。

申込みはまだ完了していません！

あなたの入力した内容は以下の通りです。

- 入力内容に相違がない場合は、「重要事項確認(必須)」を全て確認し、ページ最下部の「送信」ボタンを押してください。また、「送信」ボタンを押した後に「受付番号」が表示されますので必ず確認してください。
- 入力内容を訂正する場合は「内容を訂正する」ボタンを押してください。
- 奨学金事業実施の参考とするため、「送信」ボタンの前に「奨学金アンケート(任意)」を設けています。回答は任意となっており、回答内容が審査結果に影響することはありません。ご協力いただける方はご回答をお願いします。

確認事項同意書の提出	規定等を了承し、提出しました。
「マイナンバー提出書」に印字されている申込ID	ZD24XXXXXX

① - あなたの氏名・誓約情報

あなたの氏名(漢字)	機構 太郎
あなたの氏名(カナ)	キコウ タロウ
誓約日	2024年4月1日
生年月日	20XX年(平成XX年)7月7日
国籍	日本国
在留資格	
在留期間(満了日)	
永住意思	

① - 氏名・誓約情報の内容を訂正する

■ 申込内容の確認・訂正

STEP11 奨学金申込情報一覧 が表示されます。各入力画面において誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認(訂正)後に、この画面を保存(印刷、スクリーンショット等)することをおすすめします。



2024年4月1日

あなたの記入した学籍番号は **GAKU0824** です。

申込みはまだ完了していません！

3. やむを得ない理由がなく学業成績が悪く不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、給付奨学金でも返還が必要になります。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4. 給付奨学金の支給額は、毎年秋に、あなたの世帯の課税状況に応じて見直されます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5. 地の申告で給付奨学金を得た場合は、受け取った金額の100分の140を返金しなければなりません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

申込みはまだ完了していません！
奨学金アンケートの下の「送信」ボタンを必ず押してください。

奨学金アンケート(任意)

奨学金事業実施上の参考とするため、次のアンケートにご協力をお願いします。(回答は任意です。また、回答内容が奨学金の審査に影響を与えることはありません。)

- 日本学生支援機構の給付奨学金を知っているか、回答してください。

知らない 知っている

入力内容に相違がない場合は、「重要事項確認」を全て確認し、下の「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押した後に受付番号を確認してください。

送信

■ 申込内容の送信

STEP11 奨学金申込情報一覧 の内容に相違がなければ、「重要事項確認(必須)」を全て確認し、「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。※「重要事項確認(必須)」の後に、アンケートが表示される場合があります。



■ 受付番号の確認

申込情報が正常に送信されると、「受付番号」が表示されます。「スカラネット入力下書き用紙」表紙の「受付番号」欄と本冊子裏表紙の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。

■ メインメニューに再ログインすると

ログアウト後、再度メインメニューにログインするためには、ZDで始まる10桁の「申込ID」と、自分で設定した「パスワード」(25ページ参照)が必要です。申込みが完了している場合、次回ログイン以降はメインメニューで申込内容や選考結果を確認することができます。

よくあるトラブル

- ❓ 次の画面に進めない
今いるページに入力誤り・入力漏れがあると、「次へ」ボタンを押しても次の画面には進めません。エラー発生を示すメッセージと共に訂正の必要な箇所が表示されるので、指示に従って正しく入力し直してください。
- ❓ 入力の途中で間違いに気付いた
STEP2 誓約 から **STEP10** 奨学金振込口座情報確認の間は、「戻る」ボタンで前の画面に戻って直すことができます。また、最後の **STEP11** 奨学金申込情報一覧 まで進んでから、訂正したい画面に戻って間違いを直すこともできます(本ページ左上 ■ 申込内容の確認・訂正参照)。訂正が終わったら、画面下の「確定」ボタンを押すと、**STEP11** 奨学金申込情報一覧 の画面まで一度に進むことができます。
- ❓ 入力の途中で強制的に終了してしまった
1画面あたり30分の入力制限時間をオーバーしてしまった、機構がデータ更新処理を開始してしまった、スカラネットの動作環境(23ページ(2)参照)を満たしていない、のいずれかが考えられます。画面内のメッセージに従っていったん申込作業を終了してください。

4 マイナンバー関係書類の提出

奨学金の申込みにはマイナンバーの提出が必要です。在学から配付される「マイナンバー提出書のセット」を確認し、提出書類をととのえます。給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金を同時に申し込む場合、マイナンバー関係書類は1部だけ提出します。

マイナンバー関係書類は、スカラネット入力完了後、1週間以内に同封の提出用封筒に入れて、在学ではなく直接機構へ、郵便局の窓口から簡易書留により郵送してください。

なお、過去に奨学金の申込み等で提出したことがある人も、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバー関係書類を改めて提出する必要があります。

重要

選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない生計維持者がいる場合

あなた及び生計維持者の収入状況等をもとに選考を行います。海外赴任等により日本で市町村民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。また、海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合は別途の対応が必要となります。このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoju.html>
(ホーム>奨学金(すべてを見る)>申込み手続きについて知りたい>国内の大学等へ進学後に申し込みたい>在学採用申込みにおけるマイナンバーの使用>生計維持者が海外に居住している場合(在学採用申込み))



ア. 2023年1月1日時点で、国内に居住していない生計維持者がいる場合

2023年度(2022年1月～12月分)に日本で市町村民税が課税されていないため、上記の機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください(二次採用(秋)では、2024年1月1日時点で国内に居住しておらず、2024年度(2023年1月～12月分)に日本で市町村民税が課税されていない生計維持者が該当します)。

イ. 海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合

上記の機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類(様式)」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください(ア.にも該当する場合は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」も添付してください)。

第Ⅲ部 採用後の手続き



奨学生に採用になった後も、必要な手続きがあります。

あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。

手続きが遅くなった場合や手続きをしなかった場合は、支給が止まったり、支給を受ける資格を失うことがあります。

1 「自宅外通学であることの証明書類」の提出〔自宅外通学選択者のみ〕

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します。

自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、振込反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金を確認できるまで、支給の再開はできません。

自宅外通学の申請に必要な提出書類は在学期に確認してください。

2 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準（9～13ページ）による支援区分の見直しを行います。

①確認の結果、**10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。**

②特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、収入に関する書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3 適格認定（学業成績等）

在学期により、学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。給付奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます（学業成績が著しく不振となった場合、懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

(1) 退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合

(2) 29ページ表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2. に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

4 在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的（毎年4月、10月）にインターネット（スカラネット・パーソナル（裏表紙参照））を通じて報告する必要があります。**期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については当初の支給月数から減じられることがあります**ので、入力準備用紙等を確認のうえ、提出期限内に報告するようにしてください。

5 給付奨学金継続願の提出

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて機構へ提出します。**期限までに提出がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って提出することで支給が再開されますが、止まっていた期間については支給月数から減じられることがあります**ので、提出期限を在学期に確認のうえ、期限内に提出するようにしてください。

なお、継続を希望しない場合、給付奨学金の振込みは止まりますが、給付奨学生としての認定は受け続けることとなります。そのため、在籍報告や次年度の給付奨学金継続願提出は必要です。また、第一種奨学金をあわせて利用している場合、貸与月額は調整され続けます。

※その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知や機構のホームページなどで案内します。**あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。**

機構公式X(旧Twitter)アカウント

「JASSO総合チャンネル (@JASSO_general)」

必要な手続きや締切日等をお知らせします。

http://twitter.com/JASSO_general/



<参考資料> 授業料等の減免について

I 申請から認定まで

授業料等の減免に関する不明点は在学期に確認してください。

1. 申請時期

原則、毎年春及び秋に在学期で募集を行います。申請時期や申請方法を在学期に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。(5ページ参照)

3. 減免額(年額)

世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～Ⅳ区分:詳細は9ページを参照)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額(年額)となります。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立		
		入学金	授業料	入学金	授業料	
大学	第Ⅰ区分	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	多子世帯	70,500円 (35,000円)	134,000円 (67,000円)	65,000円 (35,000円)	175,000円 (90,000円)
		理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
短期大学	第Ⅰ区分	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	多子世帯	42,300円 (21,200円)	97,500円 (48,800円)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)
		理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)	
	第Ⅱ区分	46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)	
	第Ⅲ区分	23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)	
	第Ⅳ区分	多子世帯	17,500円 (8,800円)	41,700円 (20,900円)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)
		理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)
高等専門学校 (第4学年以上)	第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円	
	第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	86,700円	466,700円	
	第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	43,400円	233,400円	
	第Ⅳ区分	多子世帯	21,200円	58,700円	32,500円	175,000円
		理工農系	支援なし	支援なし	43,400円	233,400円

(注1) 入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に在学期に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

(注2) カッコ内は、夜間制の減免額です。

(注3) 私立の大学、短大、専門学校の通信教育課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信教育課程は現在開講されていません）。

(注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです。（6～17ページ参照）

5. 申請手順等

在学期の指定する方法により申請します。

II 認定後の手続き

1. 適格認定（家計）

支援期間中、毎年、家計基準（9～13ページ）による支援区分の見直しを行います。見直しの結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。※給付奨学金の適格認定と同じです。（28ページ参照）

2. 適格認定（学業成績等）

在学期で、学業成績などの基準に関する判定を行います。判定の結果授業料減免の支援が打ち切られることがあります。打ち切りの基準は給付奨学金と授業料減免で同じです。（28ページ参照）

3. 継続願の提出

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。在学期が定める方法により手続きを行ってください。（給付奨学金継続願（29ページ）の提出とは異なります）継続願の提出がないときは、授業料減免の支援が止まります。

給付奨学金

2024年度 確認書

(兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書)

〔大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程〕

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金として支給されます。また、確認書の裏面に記載の事項は、「給付奨学金案内」に記載している内容です。冊子をよく読み、理解したうえで記入してください。

特に

給付奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと（※は確認書の記載箇所）

1. 給付奨学金を受給するには、「 確認書 」の提出が必要です。
2. 外国籍の人は、 在留資格によって支給の対象とならない場合があります。
3. 給付奨学金の申込みには申込者本人と生計維持者の マイナンバーの提出が必要です。
4. 奨学金は、 学生本人の口座に振り込まれます。 本人以外の口座には、振り込むことができません。
5. 給付奨学金を受給することになった場合において、すでに第一種奨学金の貸与を受けている場合や新たに第一種奨学金の貸与を受けることになった場合、 第一種奨学金の貸与月額が現在の月額から増額又は減額される場合があります。 ※確認書表面・裏面【第一種奨学金の併給調整】
6. 給付奨学生として採用された場合、 本人及び生計維持者の所得に基づく区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)等により定まる月額が振込まれます。 ただし、採用時においては、自宅月額にて振り込まれます。自宅外月額にする場合は、別途手続が必要となります。 ※確認書裏面【支援の区分】【給付奨学金の支給額】
7. 自宅外通学の月額支給を受けるためには、 自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件のいずれかを満たす必要があります。 ※確認書裏面【給付奨学金の支給額】
8. 学業成績が不振などの場合は、 奨学金の支給が打ち切られる場合があります。 ※確認書裏面【支給中の適格認定】
9. 経済状況における適格性の審査によっては 支給額の見直しや、一定期間振込みが停止される場合があります。 ※確認書裏面【支給中の適格認定】
10. 過去に機構の給付奨学金を受けたことのある人（2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人を除く）は、新規申込みにより、2回目の支給を受けることはできません。



コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

給付

給付奨学金確認書

提出用

〔兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2024年度給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書兼承諾書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、定期的に適格性の審査があり、その審査により、成績不振や品行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金又は2019年度以前採用の給付奨学金の貸与もしくは支給を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意し、2019年度以前から受給している給付奨学金については、省令の規定に基づき、辞退することに同意します。貴機構が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

「マイナンバー提出書」に記載の申込ID		Z	D	2	4	提出年月日(西暦)				
						年	月	日		
申 込 者 本 人	学 校 名		学部・課程・分野		学科・専攻		学籍(学生証)番号			
	フリガナ		〒		電話番号(自宅)		-		-	
	氏名		現住所		電話番号(携帯)		-		-	
	漢字		生年月日		昭和・平成		年		月 日 性別(任意) 男・女	
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等		f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d~gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)						

※「申込者本人」欄は、申込者本人(あなた)が記入してください。

生 計 維 持 者	1	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日	本人との続柄
		現住所	(〒 -)					
2	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日	本人との続柄	
	現住所	(〒 -)						
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)						

※「生計維持者」欄は、生計維持者又は申込者本人(あなた)のいずれかが記入してください。

※飛び級等で、申込者本人(あなた)が未成年(18歳未満)の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金確認書は、本人控用にコピーを取り大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたと生計維持者の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要な応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円未満であること

【第Ⅱ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が25,600円以上51,300円未満であること

【第Ⅳ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が51,300円以上154,500円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)^{★2} (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

(※3) 給付奨学金利用(希望)者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分(第Ⅰ～第Ⅳ区分)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円(33,300円)	66,700円	38,300円(42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円(22,200円)	44,500円	25,600円(28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円(11,100円)	22,300円	12,800円(14,200円)	25,300円	17,000円
	第Ⅳ区分(多子世帯に限る)	7,300円(8,400円)	16,700円	9,600円(10,700円)	19,000円	12,800円
高等専門学校 (第4学年以上)	第Ⅰ区分	17,500円(25,800円)	34,200円	26,700円(35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円(17,200円)	22,800円	17,800円(23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円(8,600円)	11,400円	8,900円(11,700円)	14,500円	
	第Ⅳ区分(多子世帯に限る)	4,400円(6,500円)	8,600円	6,700円(8,800円)	10,900円	

(注1) 自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その振込反映月に、自宅外通学が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

(注2) 生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等(※)から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。

(注3) 通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額(月額)が原則として年1回振り込まれます。

(注4) 給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【第一種奨学金の併給調整】

給付奨学金を受給し、あるいは大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等の減免を受けながら、第一種奨学金の貸与を受ける場合にあっては、第一種奨学金の貸与月額については、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容に関わらず、政令の規定に基づき貸与月額が増額又は減額された額に変更されます。また、すでに第一種奨学金を受けている場合、給付始期からすでに振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱います。なお、毎年度機構等が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額あるいは授業料等の減免の額が見直された場合においても、第一種奨学金の貸与を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容に関わらず、政令の規定に基づき増額又は減額された額に変更されます。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定(適格認定)が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

(1) 退学・除籍・停学(無期又は3か月以上)の処分を受けた場合

(2) 下表【適格認定における学業成績の基準】に基づく判定を受けた場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く)。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。)の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く)。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること(2回目の警告が「警告」の区分の2.に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く)。
警告	次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く)。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること(上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く)。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 (次のア、イに該当する場合を除く) ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること(上記の「廃止」の区分の3.に掲げる基準に該当するものを除く)。

また、奨学金支給期間中、毎年度、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

給付奨学金確認書の記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- 給付奨学金確認書は、切り離すかコピーをとって使用してください。
※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください
- 記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください
- 申込者本人の署名は必ず自署にて記入してください。

① 「マイナンバー提出書」に記載の申込ID

必ず記入してください。

② 提出年月日(西暦)

奨学金申込日を記入してください(本書類を記入した日)。

③ 申込者本人 現住所

住民票の住所が現住所(今お住まいの住所)と異なる場合でも現住所を記入してください。

④ 国籍又は在留資格

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。

※d～gの在留資格に該当する場合は、在留期限(在留期間の満了日)も記入してください

※外国籍の人でb～g以外の在留資格(「留学」等)の人は支給の対象となりません

⑤ 生計維持者

確認書に記入する生計維持者とスカラネットで入力する生計維持者及びマイナンバー提出書へ記入する生計維持者は必ず同一としてください。

⑥ 生計維持者 現住所

現住所(今お住まいの住所)は省略せずに記入してください。「同上」「本人と同じ」「//」等は認められません。

①	「マイナンバー提出書」に記載の申込ID			Z	D	2	4	提出年月日(西暦)				
								2024年4月10日				
	申込者本人	学校名		学部・課程・分野	学科・専攻	ここから記入 学籍(学生証)番号						
		日本学生支援大学		経済	経済	123456						
フリガナ	シヨウガク タロウ		〒	162	-	0000	電話番号(自宅)	03	-	0000	-	0000
	氏名	奨学太郎		現住所	東京都新宿区市谷本村町10-7							
漢字	奨学太郎		生年月日	昭和(平成)	17	年	5	月	1	日	性別(任意)	男
国籍又は在留資格			a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等									
【該当を○で囲む】			f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d～gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)									

⑤⑥	生計維持者	1	氏名	奨学 一郎	生年月日	昭和(平成)	47	年	2	月	2	日	本人との続柄	父
		現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1											
2	氏名	奨学 花子	生年月日	昭和(平成)	49	年	3	月	3	日	本人との続柄	母		
		現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1											
本人と生計維持者の資産の合計額			2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)											



おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようにしておきましょう。

申込関係書類の学校提出期限					スカラネット入力期限				
月 日 ()					月 日 () 時まで				
申込ID (マイナンバー提出書に印刷されています)									
Z	D	2	4						
メールアドレス (初回ログイン時に登録したもの)									
スカラネット入力完了時の受付番号									
マイナンバー関係書類を郵送した日 (スカラネット入力完了後、1週間以内)									
月 日 ()									



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで、受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネット・パーソナル (スカラPS)

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 ナビダイヤル 全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問合せ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」「用意する書類が分からない」



0570-001-320 ナビダイヤル 全国共通

月曜日～金曜日 9:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

申込情報の保護について

申込みは、インターネット (スカラネット) により行います。日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局: ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務 (返還業務を含む。) 及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報 (奨学金の返還状況に関する情報を含む。) が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

※下書き用紙に表示している内容は2024年1月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります※

2024年度

スカラネット入力下書き用紙

【給付奨学金（貸与同時申込み）用】



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

給付奨学金と貸与奨学金の両方、又は給付奨学金のみを申し込む際の「スカラネット入力下書き用紙」です。この下書き用紙には給付奨学金及び貸与奨学金それぞれに関する設問があり、希望する奨学金の種類によって回答の必要な設問が異なります。給付奨学金のみを申し込む人は、青色背景の設問のみに答えてください。給付奨学金と貸与奨学金の両方を申し込む人は、青色背景と灰色背景の両方の設問に答えてください。

スカラネットURL <https://www.sas.jasso.go.jp/>

受付時間 8:00~25:00（最終締切日は8:00~24:00）

※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力を開始してください。

入力所要時間の目安は30分~1時間です。



氏名	学籍番号	学部・学科・分野

入力の際に必要な項目です。学校の担当者に必ず正しい名称を確認してください。

受付番号									

入力が完了し「送信」ボタンを押した後に、受付番号が画面に表示されます。

【スカラネット入力の際に、手元に用意する書類】

- ・学校から受け取った識別番号（ユーザIDとパスワード）
- ・マイナンバー提出書
- ・奨学金振込口座（本人名義）の通帳などのコピー（本冊子16ページに貼り付けてください。）

【スカラネット入力内容記入欄】

識別番号入力

あなたの識別番号（学校から交付されたユーザIDとパスワード）を入力してください。

（注）パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID パスワード

パスワードはスカラネット入力時は黒丸記号での表示になります。入力がエラーになる場合は、入力した文字を目で見て確認できるよう、最初にユーザID欄を入力し、それをコピーして貼り付けてみてください。

奨学金学種（学校）・申込の選択

あなたはどの課程で奨学金を受けたいですか。

課程を選択してください。

大学の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 定期採用（1次又は2次）給付奨学金・貸与奨学金

- 現在在学している大学での奨学金を申込みことができます。

(2) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

- 生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申し込むことができます。

学校で申込資格を確認してください。

注意！

「定期採用」を選んでいることを再度確認してください。誤って他の選択肢を選ぶと、選考の対象にならず、申込をやり直す必要が生じます。

高等専門学校の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 定期採用（1次又は2次）給付奨学金・貸与奨学金

- 現在在学している高等専門学校での奨学金を申込みことができます。

(2) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

- 生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申し込むことができます。

学校で申込資格を確認してください。

注意！

「定期採用」を選んでいることを再度確認してください。誤って他の選択肢を選ぶと、選考の対象にならず、申込をやり直す必要が生じます。

大学（通信課程）の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 定期採用（夏季スクーリング又は冬季スクーリング）

- 現在在学している大学での奨学金を申込みことができます。

(2) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

- 生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申し込むことができます。

学校で申込資格を確認してください。

注意！

「定期採用」を選んでいることを再度確認してください。誤って他の選択肢を選ぶと、選考の対象にならず、申込をやり直す必要が生じます。

奨学金申込専用ページ

■ログイン

申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

申込ID

パスワード

申込ID・パスワードについて

(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

○メールアドレス登録

登録するメールアドレスを入力してください。
ページ最下部の「送信」ボタンを押すと、入力したメールアドレス宛に認証コードが送信されます。

【登録するメールアドレスについて】

申込IDやパスワードを忘れた場合の、申込IDの通知やパスワード初期化の認証に使用されます。迷惑メール設定をしている場合、認証メールが届かない可能性があります。(jsas@ses.jasso.go.jp)からのメールを受信できるようにしてください。

○新しいパスワードの設定

初回のみ「マイナンバー提出書」に印字されているパスワードの変更が必要です。
新しいパスワードを設定してください。

【パスワードの管理について】

- ◆第三者に推測されやすい数字や英字（生年月日、電話番号、氏名のイニシャル等）を使用しないでください。
- ◆第三者にパスワードを教えないでください。
- ◆第三者の目につく場所にパスワードを記入したメモを残さないでください。
- ◆【パスワードの作成条件】
半角の英字、数字を含む組合せであること。
8~16文字以内であること。
申込IDと異なる文字列であること。
現在登録済みのパスワードと異なるものであること。

○メールアドレス認証

入力したメールアドレスに認証コードを送信しました。
メールに記載の認証コードを入力してください。

「マイナンバー提出書」を手元に準備してください。
「申込ID」の欄に印刷されている「ZD24」で始まる10桁の英数字を、スカラネット画面の「申込ID」に入力してください。
「初期パスワード」の欄に印刷されている6桁の英数字を、スカラネット画面の「パスワード」に入力してください。

「メールアドレス登録」「新しいパスワードの設定」「メールアドレス認証」については、「給付奨学金案内」25ページを見ながら、画面の指示に従って進めてください。

アカウント情報登録完了と表示されたら、メールアドレスと申込IDを「給付奨学金案内」裏表紙の「おぼえ書き」に書き写してください。「次へ」を押すとメインメニューが表示されます。「奨学金申込」をクリックします。

STEP1

確認書兼同意書の提出

※給付奨学金の申込みにあたっては、「確認書兼同意書」を「給付奨学金確認書」に、「貸与申込条件等」を「給付申込条件等」に読み替えてください。

あなた（あなたが未成年（18歳未満）の場合は、あなたと親権者または未成年後見人）は、「確認書兼同意書」に記載されている次の内容を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼同意書」を提出しましたか。

- 貸与申込条件等
- 個人情報情報の取扱いに関する同意条項

※「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」には、延滞するとあなたの個人情報個人信用情報機関に登録される等、重要な内容が記載されています。

- 提出しました。
- 提出していません。

下の「規定等を表示」ボタンを押して規定等（保証委託約款を含む）を確認し、了承する場合のみ、申込みを行ってください。

※規定等を確認しなければ、次の画面に進むことはできません。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

了承します

給付奨学金と貸与奨学金の両方を希望する人は「給付奨学金確認書」及び「確認書兼同意書」の両方、給付奨学金のみを希望する人は「給付奨学金確認書」の提出が必要です。
「提出していません。」を選択した場合はスカラネットの次の画面へ進むことができません。
学校に「給付奨学金確認書」及び「確認書兼同意書」の両方、又は「給付奨学金確認書」を提出した後、再入力してください。

規定等の表示を行わないと、次の画面へ進むことができません。

「了承します」にチェックを入れないと、次の画面へ進むことができません。

規定等を表示し、「了承します」にチェックを入れると「次へ」ボタンを押すことができるようになります。

STEP2

日本学生支援機構奨学金の案内

- 給付奨学金
優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給されます。
- 第一種奨学金
無利子の奨学金で、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。
- 第二種奨学金
利子付きの奨学金（在学中は無利子）で、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。

①-あなたの氏名・誓約情報

日本学生支援機構理事長 殿

私は貴機構奨学金の申込みにあたり、学校に提出した「確認書兼同意書」及び「給付奨学金確認書」にしたがい、奨学生に採用決定後は速やかに貸与奨学金は「返還誓約書」を提出し、貸与が終了した後、または給付に返還の義務が生じた場合には滞りなく返還すること及び以下の申込み記載事項については正しく記入することを誓約します。

誓約日 西暦(4桁) 年 月 日 (半角数字)

姓 名
漢字氏名 (5文字以内 5文字以内)
カナ氏名 (15文字以内 15文字以内)

生年月日 年 月 日生

国籍 日本国籍 日本国籍以外
国籍が「日本国籍以外」の場合、在留資格を選択してください。
※国籍が「日本国籍以外」を選んだ人は、在留資格の証明書類を学校へ提出する必要があります。
※在留資格が永住者又は特別永住者の場合は、在留期間(満了日)の入力は不要です。

在留資格
在留期間(満了日) 西暦(4桁) 年 月 日

在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。 はい いいえ
在留資格が「家族滞在」の場合、大学等を卒業後も日本で就労し、定着する意思がありますか。
はい いいえ
在留資格が「家族滞在」の場合、日本国へ初めて入国した日について入力してください。
日本国へ初めて入国した日 西暦(4桁) 年 月 日

日本国の小学校を卒業しましたか。 はい いいえ
卒業した小学校名
卒業した小学校の所在地(都道府県)

日本国の中学校を卒業しましたか。 はい いいえ
卒業した中学校名
卒業した中学校の所在地(都道府県)

日本国の高等学校を卒業しましたか。 はい いいえ
卒業した高等学校名
卒業した高等学校の所在地(都道府県)

誓約日はスカラネット入力日としてください。ここで入力した誓約日を基準とし、成年判定を行います。

「給付奨学金案内」23ページを参照しながら、学生本人の本名を全角で入力してください。

(例) 漢字氏名 機構 かをる
カナ氏名 キコウ カオル

△カナ氏名は、振込口座の名称人氏名と同一であることが必要です。通帳の口座名称人氏名を必ず確認しながら入力してください。

生年月日の入力を誤ると、正しく成年判定を行うことができませんので注意してください。

外国籍の人は「給付奨学金案内」14ページの表のとおり在留資格に制限があります。必ず在留資格を在留カード等で確認してください。

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び家族滞在の人は、在留期間(満了日)を入力してください。在留資格が法定特別永住者又は永住者の場合は、在留期間(満了日)の入力は不要です。

※誓約日は以後訂正することができません。

◆給付奨学金支援区分の情報提供の確認◆

あなたが給付奨学金を申込み場合は、あなたの給付奨学金における審査結果(支給額の割合に関する情報を含む。)について、機構のシステム等を通じて在籍する学校に必要なに応じて提供します。

同意します

◆第一種奨学金の貸与月額の確認◆

あなたが第一種奨学金(要返還。無利子)と給付奨学金又は授業料等減免の支援を併用で受ける場合は、政令等の規定に基づき、給付奨学金の支給月額及び授業料の減免額に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整(減額または増額)される場合があります。調整の結果、借入金額が増額となる場合は、別途届出が必要になります。また、調整後の貸与月額につき選択が可能な場合は、機構の定めるところにしたがい調整前の貸与月額と同額以下の貸与月額に調整されます。

同意します

②—奨学金申込情報

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の場合

- 給付奨学金の新規申込みを希望しますか。
 - 希望します
 - 希望しません

高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」の申請を希望しますか。

 - 希望します
 - 希望しません
- 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））の新規申込みを希望しますか（現在、貸与奨学金を受けている場合、(c) の (8) ～ (14) を選択する方以外は「希望しません」を選択してください。
 - 希望します 希望しません

あなたの希望する貸与奨学金を1つ選択してください。

 - 第一種奨学金又は第二種奨学金のどちらかを希望する人のみ**記入してください。
 - (1) 第一種奨学金のみ希望します。
 - (2) 第一種奨学金を希望するが、不採用の場合、第二種奨学金を希望します。
 - (3) 第二種奨学金のみ希望します。
 - 併用貸与を希望する人のみ**記入してください。
 - (4) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。
 - (5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合、第一種奨学金のみ希望します。
 - (6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。
 - (7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。
 - 現在奨学金の貸与を受けている人のみ**記入してください。
 - (8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金への変更を希望します。
 - (9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。
 - (10) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
 - (11) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
 - (13) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
併用貸与不採用の場合、第二種奨学金への変更を希望します。
 - (14) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
併用貸与不採用の場合、第一種奨学金への変更を希望します。

※(12) は欠番です。
上記 (8)、(9)、(10)、(11)、(13)、(14) を選択した人は奨学生番号を記入してください。

奨学生番号

(半角数字) (例 : 823 04 999999)

「2. 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））の新規申込みを希望しますか。」で「希望します」を選択すると表示されます。「貸与奨学金案内」をよく確認し、希望するものを選択してください。
通信課程の人が選択可能なものは本ページ下部に記載されています。

【(8)～(14)を選択する人へ】

既に第一種・第二種のどちらか一方を貸与中の入、予約採用者、又は短期大学・高等専門学校・専修学校から大学への編入学により第二種奨学金を継続する人で、(8)～(14)を希望する場合は、下記のとおり選択・入力してください（「貸与奨学金案内」も参照してください）。

- 第二種→第一種の変更又は第一種→第二種の変更を希望
 - ・変更前の奨学生番号が決定している場合は (8) 又は (9) を選択し、下の奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。
 - ・変更前の奨学生番号が未決定の場合は (a) の (1) 又は (3) を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。
- 第一種又は第二種→併用貸与の変更を希望（併用貸与の学力、家計基準を満たすことが必要です。）
 - ・(10) 又は (11) を選択し、変更前の奨学生番号が決定している場合は下の奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。変更前の奨学生番号が未決定の場合は、奨学生番号を入力せず次に進む。
- 希望する併用貸与への変更が不採用だった際に、現在貸与中の奨学金とは異なる種類の貸与奨学金への変更を希望
 - ・変更前の奨学生番号が決定している場合
 - (13) 又は (14) を選択し、下の奨学生番号欄に決定した奨学生番号を入力する。
 - ・変更前の奨学生番号が未決定の場合
 - (a) の (1) 又は (3) を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。

通信課程の場合

- 給付奨学金の新規申込みを希望しますか。
 - 希望します
 - 希望しません

高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」の申請を希望しますか。

 - 希望します
 - 希望しません
- 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））の新規申込みを希望しますか。
 - 希望します
 - 希望しません
- あなたの希望する貸与奨学金を1つ選択してください。
 - (1) 第一種奨学金のみ希望します。
 - (2) 第二種奨学金のみ希望します。
 - (3) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与を希望します。

あなたが在籍している通信課程により奨学金の貸与を受けられない場合があります。詳しくは学校に確認してください。

「2. 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））を希望しますか。」で「希望します」を選択すると表示されます。「貸与奨学金案内」をよく確認し、希望するものを選択してください。

③-あなたの在学情報 **大学の場合**

1. 学校

(1) あなたの学校名を確認してください。 (1) ×× 大学

(2) あなたの学籍番号を記入してください。 (2) (半角英数字記号)

(3) あなたの在学している学部(科)名を選択してください。 (3)

(注) 短期大学・専修学校在学している方は学校の指示にしたがって選択してください。

(4) あなたは専攻科または別科に在学していますか。 (4) いいえ 専攻科 別科

(5) 学年を記入してください。 (5) (半角数字) 学年

(6) 昼夜課程を選択してください。
(6) 昼(昼夜開講含む) 夜 通年スクーリング 昼間スクーリング

(7) 現在通っている学校への入学について、次の①~③のうち該当するものを選択し、入学年月等を記入してください。

①現在通っている学校の1年次に入学した。(同一校で転学部・科している場合を含む)
→入学した年月: 西暦(半角数字4桁) 年 月

②現在通っている学校の2年次以上の学年(課程)に、他の学校から編入学又は転学した。(以下の3つの年月を全て記入してください。)
→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月:
西暦(半角数字4桁) 年 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月:
西暦(半角数字4桁) 年 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学した年月:
西暦(半角数字4桁) 年 月

③現在通っている学校の2年次以上の学年(課程)に、他の学校から編入学又は転学した(編入学又は転学の前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある)。(以下5つの年月を全て記入してください。)

【1回目の編入学】
→2回目の学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月:
西暦(半角数字4桁) 年 月

→2回目の学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月:
西暦(半角数字4桁) 年 月

→2回目の学校へ編入学又は転学した年月:
西暦(半角数字4桁) 年 月

【2回目の編入学】
→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月:
西暦(半角数字4桁) 年 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学した年月:
西暦(半角数字4桁) 年 月

(2)学籍番号は半角英数字や半角ハイフン(-)以外の文字を入力することができません。学籍番号にそれ以外の文字が使われている場合、学校の指示にしたがってください。

(4)専修学校は、「あなたは上級学科に在学していますか。」という設問が表示されます。学校からの指示がない限り(4)は「いいえ」を選択してください。

(5)次のページに掲載の<入学・卒業予定年月早見表>を参照し、卒業年月に合わせた実質学年を入力してください。編入学の場合は編入した学年を入力してください。
(例)
○2年次休学のため3年次へ進級できなかった場合→2学年
○3年次編入→3学年

(6)通学課程の学生は「昼(昼夜開講含む)」又は「夜」を選択してください(高等専門学校の場合、この設問は表示されません)。

(7)①~③から該当する1つを選択してください。

編入学又は転学した人は、前に在学していた学校への入学年月等も入力が必要です。
(例)
2022年4月にA短期大学に入学。2024年3月にA短期大学卒業後、2024年4月にB大学の3年次に編入学
・現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月: 2022年4月(A短期大学の入学年月)
・現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月: 2024年3月(A短期大学の卒業年月)
・現在通っている学校へ編入学又は転学した年月: 2024年4月(B大学へ編入学した年月)

短期大学又は高等専門学校の認定専攻科に在学している人は、以下の年月を入力する設問が表示されます。
・専攻科に入学する前に通っていた学校(本科)へ入学した年月
・専攻科に入学する前に通っていた学校(本科)に在籍していた最終年月
・専攻科に入学した年月

高等専門学校から編入学、転学又は専攻科に入学した場合、前に在学していた学校の入学年月には高等専門学校の4年次に進級した年月を入力してください。

短期大学及び高等専門学校の人、以下のとおり設問が変更になります。この設問において、あなたが在籍している専攻科が、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けているかを「認定専攻科の一覧表」で確認し、「はい」又は「いいえ」を選択してください(「いいえ」を選択した場合、給付奨学金の支援対象外です)。

(4) あなたは正規の課程を修了後に専攻科に在学していますか。 はい いいえ
上記で「はい」と答えた人にお聞きします。
あなたが在籍する専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認められた認定専攻科ですか。
はい いいえ

高等専門学校の場合は、以下のとおり設問が変更になります。

(6) あなたの入学年月を記入してください。
西暦(半角数字4桁) 年 月入学
(7) 現在通っている学校の4年次へ進級した年月を記入してください。
西暦(半角数字4桁) 年 月

短期大学の場合は「(4) あなたは専攻科または別科に在学していますか」と表示されます。

- (8) あなたの正規の卒業予定年月を記入してください。
 (8) 西暦 (半角数字 4 桁) 年 月 卒業予定
- (9) あなたの正規の修業年限を記入してください。
 (9) (半角数字) 年 か月

<入学・卒業予定年月早見表>

2024年 4月現在 1年生			2024年 4月現在 2年生		
修業年限	入学年月	卒業予定年月	修業年限	入学年月	卒業予定年月
2年	2024/4	2026/3	2年	2023/4	2025/3
3年		2027/3	3年		2026/3
4年		2028/3	4年		2027/3
5年		2029/3	5年		2028/3
6年		2030/3	6年		2029/3

2024年 4月現在 3年生			2024年 4月現在 4年生		
修業年限	入学年月	卒業予定年月	修業年限	入学年月	卒業予定年月
3年	2022/4	2025/3	4年	2021/4	2025/3
4年		2026/3	5年		2026/3
5年		2027/3	6年		2027/3
6年		2028/3			

(8) 通常は正規の卒業予定年月を入力します。例えば新入生で2年課程の人は2026年3月になりますが、過去に休学や留年をしたことがある人は、入学当初の卒業予定ではなく、今現在の卒業予定期を入力してください (左に掲載の<入学・卒業予定年月早見表>を参照してください)。なお、年度途中修了など特別な事情により、卒業月が3月以外になる学部・学科に在籍する場合は学校に確認してください。

(9) 「修業年限」とは、あなたの学部・学科が何年課程のものかという意味です。
※現時点からあと何年通うかという意味ではありません。入力間違いをしないよう注意してください。
 (例)
 ○4年課程の3年次に在学 (編入) する人の修業年限は4年。
 ○2年課程に在学中、1年次の途中で申し込む人の修業年限は2年 (1.5年ではありません)。

※長期履修学生について

長期履修学生 (「給付奨学金案内」5ページ参照) については、原則として奨学金を受けることのできる期間は通常課程の標準修業年限に相当する期間のみとなります。この場合、卒業予定年月は通常課程の卒業予定年月を、修業年限は通常課程の標準修業年限を入力するうえ、学校担当者へ申し出てください。
 (2024年4月入学者の例)
 通常課程の標準修業年限は2年・卒業予定年月は2026年3月
 3年かけて履修し2027年3月が卒業予定年月となる長期履修学生
 ⇒卒業予定年月は2026年3月・修業年限は2年0か月と入力してください。
 なお、第二種奨学金の場合は、採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。詳しくは、学校に相談してください。

- (10) あなたが通学するキャンパスのある住所を入力してください。
 ※郵便番号を入力して「住所検索」ボタンを押しても住所が自動入力されない場合は、郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。

郵便番号 (半角数字) -

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降) (全角文字)

郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、**2024年4月時点** (二次採用 (秋) で申し込む場合は2024年10月時点) で通学しているキャンパスの住所を選択してください。自動表示されない場合は郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。
 ※**10**ページの「住所の入力例」参照

- (11) あなたの通学形態を選択してください。
 ※社会的養護を必要とする人が、児童養護施設等や里親等のもとから通学し、本人居住にかかる費用 (家賃) を負担していない場合は、「自宅通学 (またはこれに準ずる)」を選択してください。
 ※社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が居住にかかる費用 (家賃) を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」を選択し、下記設問にて⑤及び「支障が生じる」を選択するうえ、支障が生じる理由の入力欄に「独立生計者である」旨を入力してください。

※給付奨学金を希望する人が「自宅外通学」を選択した場合でも、自宅通学の月額からの振込み開始となります (給付奨学金に併せて第一種奨学金を希望する場合、第一種奨学金も自宅月額からの振込みとなります)。自宅外月額の振込みは、生計維持者 (原則父母) と別居し、かつ学生等本人の居住に係る家賃が発生していることの証明書類 (アパートの賃貸借契約書のコピー等) を学校へ提出し、不備なく審査終了してからとなります。

自宅通学 (またはこれに準ずる) 自宅外通学

上記で「自宅外通学」を選択した人にお聞きます。
 「自宅外通学」が適用される要件は、次のとおりです。あなたが該当するもの全てを選択してください。
 いずれにも該当しない場合は、「自宅通学 (またはこれに準ずる)」を選択し直してください。

- ① 実家 (生計維持者いずれもの住所) から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上
- ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上
- ③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上
- ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

上記で「⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難」と答えた人は、実家から通学した場合、学業継続に支障が生じますか。

支障が生じる 支障が生じない

上記で「支障が生じる」と答えた人は、支障が生じる理由を以下に記入してください。

「自宅外通学」となるあなたの現住所を入力してください。

郵便番号 (半角数字) -

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降) (全角文字)

注意!

2024年4月時点 (二次採用 (秋) で申し込む場合は2024年10月時点) での状況に基づき選択してください。
 給付奨学金を申し込む人が自宅外月額を選択する場合は、**書類提出が必要**です (社会的養護を必要とする人も同様です)。
 「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振込まれ、自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」である証明書類を提出し、不備なく審査終了した後にとなります。振込反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、**定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。**

「自宅通学 (またはこれに準ずる)」を選択した場合は、入力不要です (ボタンを押すことができません)。

・「自宅外通学」を選択した場合は入力が必要になります。**2024年4月時点** (二次採用 (秋) で申し込む場合は2024年10月時点) から現在までお住まいの住所を入力してください。
 ※**10**ページの「住所の入力例」参照

④-奨学金給付額情報

1. 給付奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) 給付奨学金が採用となった場合、4月振込分からの支給の停止を希望しますか。

○はい ○いいえ

「はい」と答えた人は、停止理由を選択してください。

- 2024年4月1日時点で休学中であるため（2024年4月2日以降に休学が始まる場合は該当しません。申込後、別途手続きが必要です）。
- 他団体の奨学金利用に伴い、機構の給付奨学金との併給が認められないため
- その他

(2) あなたは、2024年4月以降、以下の支援を受ける予定がありますか（ハローワークや役所からあなた本人が受けている給付金があれば、次に該当するものがないか、必ず確認してください）。

※2024年4月以降、以下の国費による支援を受けている期間は、日本学生支援機構の給付奨学金の額は0円となります。

- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金＜訓練手当＞【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

○ 支援を受けておらず受ける予定もない

○ 支援を受けている

受給予定期間（西暦）（半角数字4桁） 年 月 ~ 年 月

○ 支援を受ける予定である

受給予定期間（西暦）（半角数字4桁） 年 月 ~ 年 月

※申告漏れの場合、給付奨学金の全額返金を求めることがあります。

注意！ 支給を受けたい時は、「いいえ」を選択してください。「はい」を選択すると、採用されても振込みされません。

注意！ 以下のような場合に「はい」を選択してください。
 ・海外留学支援制度の利用に伴い、支給を停止する必要がある
 ・他団体の奨学金の利用に伴い、日本学生支援機構の奨学金の利用に制限があるため、支給を停止する必要がある
 ※届出による停止解除により、支給を再開することができます。

国費による支援を受けている、又は受ける予定である場合は、ここではなく(2)で該当する内容を選択してください。

注意！ 申込者本人(あなた)が受けているかどうかについて選択してください。生計維持者(両親等)が受けている場合は該当しません。

「支援を受けている」「支援を受ける予定である」を選択した人には、給付金の種類が表示されます。あなたが受けている（受ける予定である）給付金の種類を選んでください。

給付奨学金のみ希望する人は、入力の必要はありません。

入学年度によって、適用される貸与月額が異なります。また、専修学校（専門課程）のうち、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校は「国・公立」の月額が適用されます。プルダウンリストから希望する月額を選択してください。

⑤-奨学金貸与額情報

1. 第一種奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) あなたの希望する月額を1つ選択してください。

(1) ▼

【2018年度以降入学者(2018年4月以降の入学年月を入力した人)の貸与月額】

区分 月額 の種類	大学				短期大学・専修学校（専門課程）				高等専門学校（4・5年生、専攻科）			
	国・公立		私立		国・公立		私立		国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	4万5千円	5万1千円	5万4千円	6万4千円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円
最高月額 以外の月額				5万円				5万円				5万円
	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円

最高月額を利用するためには、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。それぞれの月額を利用できる収入・所得金額の目安は、「貸与奨学金案内」を参照してください。

⇒ 最高月額を選択した人は、以下の質問に答えてください。

貸与月額〇〇円は一定の条件を満たした場合のみ貸与を受けられる月額です。

条件を満たさなかった場合に希望する月額を選択してください。

春の定期採用で採用されると、第一種奨学金の貸与始期は2024年4月となります（入学年度によりません）。

自宅外通学の場合でも、自宅月額を選択することができます（入学年度によりません）。

最高月額が認められなかった場合に希望する月額を上表の最高月額以外の月額から選択してください。

▼

入学年度（入力した入学年月）により選択できる月額が異なります

2017年度以前入学者は、最高月額を選択の制限はありません。

→ **【2017年度以前入学者(2018年3月以前の入学年月を入力した人)の貸与月額】**

大学				短期大学・専修学校（専門課程）				高等専門学校（4・5年生、専攻科）			
国・公立		私立		国・公立		私立		国・公立		私立	
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
4万5千円	5万1千円	5万4千円	6万4千円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円
3万円				3万円				3万円			

(2) あなたの希望する返還方式を選択してください。

(注) 所得連動返還方式を希望する場合、保証制度は「機関保証」になります。

(2) 所得連動返還方式 定額返還方式

(3) 第一種奨学金の再貸与を希望しますか。(3) はい いいえ
「はい」と答えた人はこれまでに今回申込と同一学種で貸与を受けた第一種奨学金の奨学生番号を記入してください。

奨学生番号（半角数字）

第一種奨学金の再貸与を希望する人は、再貸与の制度を確認し、同意する場合のみ、申込を行ってください。

(注) 制度等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。

同意します。

第一種奨学金を希望する人は、返還方式を選択できます。「貸与奨学金案内」を確認のうえ、のうえ、どちらかを選択してください。

過去に同じ学種で第一種奨学金を受けたことがある人は「はい」を選択してください。

第一種奨学金の再貸与と制度とは？
過去に第一種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学種（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校）で再度新たに第一種奨学金の貸与を受けることができる制度です。詳しくは「貸与奨学金案内」を参照してください。

⑤-奨学金貸与額情報 直上の(3)で「はい」と答えた人に表示されます。

2. 第二種奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) あなたの希望する月額を1つ選択してください。

(1)

2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円
8万円	9万円	10万円	11万円	12万円	

(2) あなたは私立大学の医学・歯学・薬学・獣医学課程に在学していますか。

(2) はい いいえ

「はい」と答えた人でかつ12万円の月額を選択した人のみ増額月額を希望することができます。

あなたは（医・歯は4万円、薬・獣医は2万円増）を希望しますか。

4万円 2万円 希望しない

プルダウンリストから希望する月額を選択してください。

(2)は医・歯・薬・獣医学課程の増額に関する入力項目です。

※貸与月額について確認してください。

あなたは、併用貸与を希望しています。併用貸与を受けると貸与総額及び毎月の返還額が多額となります。この申込手続終了後、貸与月額が適切であるか再度確認してください。

なお、第二種奨学金の最高月額を選択した場合は、「家庭事情情報」欄に第二種奨学金の最高月額を必要とする「理由」をご記入いただくこととなります。

ご記入いただいた「理由」については、学校担当者から確認等を行う場合があります。

はい いいえ

併用貸与を希望した人に表示されます。

併用貸与については、「貸与奨学金案内」を参照してください。

併用貸与を希望し、第二種奨学金で最高月額を選択した人に表示されます。

併用貸与を希望した人は、貸与月額が適切であることを確認後、「はい」を選択してください。

(3) あなたは何月から貸与を希望しますか。

(注) 奨学生採用後は貸与始期の変更はできません。

(3) 西暦（半角数字4桁） 年 月

一次採用（春）で申込みする人は、**2024年4月～9月のいずれかの月**を入力してください。二次採用（秋）では、**10月～2025年3月のいずれかの月**を入力してください。次の設問3.で入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は、**2024年4月（二次採用（秋）では10月）**を入力してください。

3. 入学時特別増額貸与奨学金を希望する人のみ答えてください。

(1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金を希望しますか。

1年次に入学した人および編入学の人のみ希望することができます。

(1) はい いいえ

「はい」と答えた人は、希望する額を選択してください。

10万円 20万円 30万円 40万円 50万円

入学時特別増額貸与奨学金は、入学した学校において1回しか受けることができません。そのため、**すでに入学時に入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けたことがある場合は、「いいえ」を選んでください。**
編入学の人が編入学時に入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は「いいえ」を選択して学校へ申し出てください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は、「国の教育ローン」を利用できない人を対象としており、第二種奨学金と同様に有利子です。「貸与奨学金案内」を参照してください。

4. 第二種奨学金または入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は答えてください。

(1) あなたの希望する利率の算定方法を選択してください。

(1) 利率固定方式 利率見直し方式

返還時の利率の算定方法を選択する項目です。詳しくは「貸与奨学金案内」を参照してください。

入学年度（入力した入学年月）により選択できる月額が異なります

給付奨学金制度

申込手順等

スカラネット入力下書き用紙

採用後の手続き

STEP4

⑥-あなたの履歴情報

1. あなたの最終学歴を記入してください。

1. 西暦（半角数字4桁）年月月 卒業または退学

2. あなたは国内の高等学校（本科）を卒業しましたか。

※ここでいう「高等学校」には、国内の中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）又は専修学校の高専課程（修業年限が3年以上のもの）を含みます（インターナショナルスクールや在外教育施設等を含みません）。

※現在、高等専門学校の第1学年から第3学年まで在学中の場合は入力不要です。

はい いいえ

「はい」と答えた人にお聞きます。

あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月を記入してください。

西暦（半角数字4桁）年月

「いいえ」と答えた人にお聞きます。

あなたが現在通っている学校への入学前の履歴は次のうちどちらになりますか。

- 高等学校卒業程度認定試験合格者
- その他（インターナショナルスクール、在外教育施設等）

「高等学校卒業程度認定試験合格者」と答えた人にお聞きます。

あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。

西暦（半角数字4桁）年月

あなたは、高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度（16歳になる年度）から高等学校卒業程度認定試験合格者となった年度まで5年を経過していますが、5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していましたか。

はい いいえ

「その他」と答えた人にお聞きます。

あなたが卒業又は修了した「その他」の学校名（正式名称）とその学校を卒業又は修了した年月を記入してください。

西暦（半角数字4桁）年月

3. 【給付】あなたはこれまでに、日本学生支援機構の【給付奨学金】（原則、返還不要）を受けていますか。（現在支給が終了しているものを含む）

はい いいえ

【貸与】あなたはこれまでに、「②-奨学金申込情報」で入力した他に日本学生支援機構の【貸与奨学金】（第一種・第二種）（原則、要返還）を受けていますか（現在貸与が終了しているものを含む）。

はい いいえ

上のいずれかの設問で「はい」を選択した人はその奨学生番号を記入してください。

※第一種奨学金を利用している人が給付奨学金を受給する場合、貸与額が調整されます。

※貸与・給付を受けた奨学金が複数ある場合は、「追加」ボタンを押してすべての奨学生番号を記入してください。

※奨学生番号の記入を取り消す場合は、「削除」ボタンを押してください。

半角数字	奨学生番号	1	2	3	4	5	削除	追加
例	奨学生番号 1	613	04	999999	削除	追加		
	奨学生番号 2	620	08	999999	削除	追加		
	奨学生番号 3	811	01	999999	削除	追加		
	奨学生番号 4	816	02	999999	削除	追加		
	奨学生番号 5				削除	追加		

※第二種奨学金の貸与について確認してください。

あなたは、これまでに同一の学校区分で2回以上、第二種奨学金の貸与を受けています。日本学生支援機構の規定により、これ以上第二種奨学金を申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があります。 確認しました

直近に卒業又は退学した学校の年月及び学校を選択してください。

高等学校卒業後に専修学校高等課程などに進学・卒業した場合、「あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月」は専修学校高等課程ではなく高等学校の卒業年月を入力してください。

高等専門学校を卒業した場合は、第3学年修了年月を入力してください(高等課程2年間を含まない年月を入力してください)。(例) 高等専門学校(高等課程)を2024年3月に卒業⇒高等学校を卒業した年月は2022年3月

卒業・修了年月または合格年月入力欄の下に、「大学等への入学時期等に関する要件」の説明が表示されます。説明を読み、あなたが要件に該当することを確認したら「確認しました」にチェックを入れてください。

④ページの②-奨学金申込情報で入力した奨学生番号以外に、日本学生支援機構の給付奨学金又は貸与奨学金を受けている、あるいは受けたことがある場合は、設問にて「はい」を選択してください。

④ページの②-奨学金申込情報で入力した奨学生番号以外に、日本学生支援機構の奨学金を受けたことがない場合は、設問で「いいえ」を選択してください。

奨学生番号が複数ある場合は「追加」ボタンを押してすべての奨学生番号を入力してください。入力を取り消す場合は「削除」ボタンを押してください。

同一の学校区分（大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等）で2回以上第二種奨学金の貸与を受けている人に表示されます。

- ・④ページの②-奨学金申込情報に入力した番号は入力しないでください。
- ・採用取消となった奨学生番号は入力しないでください。
- ・高校在学中に、都道府県等（日本学生支援機構及び日本育英会以外）から奨学金の貸与を受けていた場合、入力の必要はありません（高等学校及び専修学校高等課程の奨学金は、平成17年入学者より、日本学生支援機構から各都道府県に移管されました）。

「5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していた」とは、下記のような場合が該当します。

- (例) ・16歳になる年度：2014年度
- ・16歳になる年度から5年経過⇒2019年4月1日以降
- ・2019年度、2020年度に高等学校卒業程度認定試験受験（不合格）
- ・2021年度に高等学校卒業程度認定試験受験（合格）

※2019年度又は2020年度に受験していない場合、「5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していた」に該当しないため、申し込むことができません。

給付奨学金のみを希望する人は⑦-保証制度の入力は必要ありません。

STEP5

⑦-保証制度

1. あなたが希望する保証制度を選択してください。

機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

人的保証

※人的保証制度は、選任する連帯保証人や保証人に事前に了解をとっておく必要があります。

制度の内容について承知し、人的保証を選択します。

チェックを入れないと次に進むことができません。

併願又は併用で申し込み（②-奨学金申込情報で次の選択肢を選択した場合）、

(2) 第1希望：第一種奨学金 第2希望：第二種奨学金

(4) 第1希望：第一種奨学金と第二種奨学金（併用）

(5) 第1希望：第一種奨学金と第二種奨学金（併用） 第2希望：第一種奨学金

(6) 第1希望：第一種奨学金と第二種奨学金（併用） 第2希望：第一種奨学金
第3希望：第二種奨学金

(7) 第1希望：第一種奨学金と第二種奨学金（併用） 第2希望：第二種奨学金

かつ第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合

1. 第一種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

所得連動返還を希望する場合、保証制度は「機関保証」のみになります。「人的保証」は選択できません。

機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

2. 第二種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

人的保証

※人的保証制度は、選任する連帯保証人や保証人に事前に了解をとっておく必要があります。

制度の内容について承知し、人的保証を選択します。

所得連動方式を希望する場合、第一種奨学金の保証制度は「機関保証」となります。人的保証は表示されません。詳細は「貸与奨学金案内」を参照してください。

チェックを入れないと次に進むことができません。

STEP6

⑧-貸与奨学金返還誓約書情報・給付奨学金本人等情報

1. あなた自身について入力してください。

(1) あなたのお名前は△△ ○○さんですね。

(2) あなたの性別を選択してください。（任意）

(2) ○男 ○女 ○回答たくない

(3) あなたの生年月日は××年△△月○○日ですね。

(3) 成年判定

(4) あなたの現住所を記入してください。

※申込者本人のマイナンバーを申込時に提出できない場合は、住民票住所を入力してください。

(4) 郵便番号（半角数字） -

住所 1（自動入力）

住所 2（番地以降）（全角文字）

(5) あなたの電話番号を記入してください。

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

（ハイフンなし・半角数字） - -

携帯電話の電話番号を記入してください。（ハイフンなし・半角数字） - -

①-あなたの氏名・誓約情報で入力した姓名が表示されます。

①-あなたの氏名・誓約情報で入力した生年により判定されます。

・あなたのマイナンバーを申込時に提出できない場合は、住民票住所の入力が必要です。
※下記の「住所の入力例」参照

固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらも入力してください。

住所の入力例

（郵便番号） 162 - 9999 ← 押下

注意！

表示された住所一覧の中から、正しい住所を選択してください。

住所1（自動入力）
 東京都 新宿区 市谷本村町 1丁目
 東京都 新宿区 市谷本村町 2丁目
 東京都 新宿区 市谷本村町 3丁目

住所2（番地以降） 99-9 機構ハイツ 505

注意！

※番地以降を全て全角で入力してください（英数字やハイフン、スペースを含む）。入力漏れがあると次の画面に進めません。

※番地以降のない住所は、住所2欄に全角で「.（ピリオド）」を入力してください。

※住所2欄には、住所1欄の表示部分を入力しないでください。

左記例の場合、住所1欄で「1丁目」を選択し、住所2欄に誤って「1丁目99-9…」と入力した場合、届出内容は「1丁目1丁目99-9…」となります。

※住所、電話番号に海外の住所等を入力することはできません。連絡のとれる国内の住所等を入力してください。

⑦-保証制度で「機関保証」を選択した人

↓

2. 本人以外の連絡先について

あなたは保証制度画面で「機関保証」を選択しています。あなた以外の連絡先について入力してください。

(1) その氏名

	姓	名
(1) 漢字 (全角5文字以内)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
カナ (全角15文字以内)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(2) その生年月日 (2) 年 月 日生

(3) あなたとの続柄 (3)

(4) その住所 (4) 郵便番号 (半角数字) -

住所1 (自動入力)

住所2 (番地以降) (全角文字)

(5) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(ハイフンなし・半角数字) --

その携帯電話の電話番号 (ハイフンなし・半角数字) --

⑦-保証制度にて「機関保証」を選択した場合に表示されます。

機関保証を選択した人は、あなた（本人）以外の連絡先を入力する必要があります。あなたに送付する重要な書類が届かない場合等に、ここに入力した連絡先に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
※注意!「本人以外の連絡先」を入力する前に、必ずその人の承諾を得てください。ここで入力した「本人以外の連絡先」は採用されると返還誓約書に印字されます。万一、返還誓約書に自署してもらえないと不備となり奨学生の資格を失うことになります。

※10ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらも入力してください。

⑦-保証制度で「人的保証」を選択した人

↓

2. 連帯保証人と保証人について

あなたは保証制度画面で「人的保証」を選択しています。連帯保証人及び保証人について入力してください。

(1) 連帯保証人について入力してください。

- ・原則として、父母・兄弟姉妹又はおじ・おば等にしてください。
- ・未成年者等保証能力がない人は認められません。
- ・債務整理（破産等）中の人を連帯保証人に選任することは認められません。

(a) その氏名

	姓	名
(a) 漢字 (全角5文字以内)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
カナ (全角15文字以内)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(b) その生年月日 (b) 年 月 日生

(c) あなたとの関係 (c)

未成年後見人の場合は、その続柄

(d) その住所

・連帯保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）に記載されている住所を入力してください。

※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。

(d) 郵便番号 (半角数字) -

住所1 (自動入力)

住所2 (番地以降) (全角文字)

(e) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(ハイフンなし・半角数字) --

その携帯電話の電話番号 (ハイフンなし・半角数字) --

(f) その勤務先 (f) (全角文字)

勤務先電話番号 (ハイフンなし・半角数字) --

※連帯保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。

無職

⑦-保証制度にて「人的保証」を選択した場合に表示されます。

連帯保証人・保証人の選任条件は必ず「貸与奨学金案内」を確認してください。

※10ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらも入力してください。

自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農業」と記入してください。
 無職の場合は何も入力しないでください。

⑦-保証制度で「人的保証」を選択した人（続き）

↓

(2) 保証人について入力してください。

- ・原則として、4親等以内の成年親族のうち、あなた及び連帯保証人と別生計の65歳未満の人を選んでください。
- ・未成年者等保証能力がない人は認められません。
- ・債務整理（破産等）中の人を保証人に選任することは認められません。

(a) その氏名

姓	名
(a) 漢字（全角5文字以内）	<input type="text"/>
カナ（全角15文字以内）	<input type="text"/>

(b) その生年月日 (b) 年 月 日生

(c) あなたとの続柄 (c)

(d) その住所

あなたからみた続柄です。
(例) おじ、おば

※以下の場合は、「その他（知人等）」と記入（選択）してください。
・離婚により親権を失った父母
・養子縁組により親権を失った本人の実父母
・配偶者の父母
(「父（母）」や「その他（4親等以内）」を選択しないでください。)

・保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）に記載されている住所を入力してください。
※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。

(d) 郵便番号（半角数字） -

※10ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらも入力してください。

住所1（自動入力）

住所2（番地以降）（全角文字）

(e) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

（ハイフンなし・半角数字） --

その携帯電話の電話番号（ハイフンなし・半角数字） --

(f) その勤務先 (f)（全角文字）

勤務先電話番号（ハイフンなし・半角数字） --

自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農業」と記入してください。
無職の場合は何も入力しないでください。

※保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。 無職

(g) 連帯保証人と保証人は別生計ですね。 (g) はい いいえ

※連帯保証人、保証人に相応しい人物かどうか、入力情報を元に判定を行います。年齢による判定では、各人物の誓約日（⑦-あなたの氏名・誓約情報で入力した年月日）時点での年齢を元に判定を行います。

連帯保証人・保証人について

⑦-保証制度で「人的保証」を選択した人は、連帯保証人及び保証人を1人ずつ（合計2人）入力する必要があります。

連帯保証人は、奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負います。

保証人には、「分別の利益」が適用されます。また、「検索の抗弁権」及び「催告の抗弁権」があります（連帯保証人には適用されません）。

詳しくは、「貸与奨学金案内」を参照してください。

また、選任した連帯保証人・保証人が機構の定める条件を満たすかどうかチェックしてください。選任条件を全て満たし、かつ必要書類を提出できる場合は、連帯保証人・保証人として選任できますので、11～12ページの(1)、(2)を記入してください。

もし、1つでも選任条件を満たさない、又は必要書類を提出できない場合は、連帯保証人・保証人として選任できません。あらためて条件に合致する別の人を選任しなおしてください。条件に合致する人を選任できない場合は、⑦-保証制度で「機関保証」を選択し、保証制度を変更してください。

採用時に提出しなければならない書類（返還誓約書）には、スカラネットで入力した連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）し、印鑑登録証明書等を添付しなければなりません。スカラネット入力前に、連帯保証人・保証人として予定している人に役割、自署・押印、提出書類について説明し、奨学金の返還について引き受けることの承諾を得ておいてください。

STEP7

⑨-あなたの家族情報

1. あなたは社会的養護を必要とする人ですか。 はい いいえ

「はい」と答えた人は、あてはまるものを選択してください。

- 児童養護施設入所者等
- 児童自立支援施設入所者等
- 児童心理治療施設入所者等
- 自立援助ホーム入所者等
- 里親に養育されている（いた）人
- ファミリーホームで養育されている（いた）人

「はい」を選択する人は、施設に入所していた（入所している）、又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類の提出が必要です。

(証明書類の例)

施設等在籍証明書（施設長発行）、児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）、措置解除決定通知書（児童相談所発行）等

※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。

2. 生計維持者（原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持する人）について記入してください。

1で「はい」と回答した人については、生計維持者について一部自動表示されます。

※父母がいる場合は、収入の有無に関わらず必ず父母ともに生計維持者として入力が必要です（離婚等により完全に別生計の人を除く）。

(1) あなたの生計維持者の人数を選択してください。 (1) 人

(2) 生計維持者①（父母のいずれか、父母がいない場合は代わって生計を維持する人）

(a) あなたとの続柄 (a) ▼

(b) 生計維持者①の氏名 姓 名

(b) 漢字（全角5文字以内）

カナ（全角15文字以内）

(c) 生計維持者①の住所 (c) 郵便番号（半角数字） -

住所 1（自動入力）

住所 2（番地以降）（全角文字）

(d) 生計維持者①の生年月日 (d) 年 月 日生

(e) 生計維持者①のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
 (注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
 提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

- 準備できている
- これから準備する
- その他

(f) 生計維持者①は2022年1月2日以降に転職しましたか。
 ※転職している場合でも、減収していない場合には、「いいえ」を選択してください。

はい いいえ

「はい」を選択した場合も、マイナンバーで連携した情報（2022年1月～2022年12月の収入情報）にて審査を行います。ただし、選考結果によっては、書面による直近の給与明細等の提出により、再審査を希望することができます。次から選択してください。

第一希望の賞与奨学金が不採用となる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します。

※再審査を希望する場合には、追加で生計維持者の給与明細等の提出が必要になることがあります。また、書面審査には1～2か月かかりますので、選考が大幅に遅れることがあります。

上記の内容を理解の上、直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望します。

直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望しません。

※なお、給付奨学金については、直近の給与明細等での審査は行いません。

(g) 生計維持者①は2023年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。 はい いいえ

(h) 生計維持者①は2023年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。 はい いいえ

(3) 生計維持者②（父、母など）

(a) あなたとの続柄 (a) ▼

(b) 生計維持者②の氏名 姓 名

(b) 漢字（全角5文字以内）

カナ（全角15文字以内）

(c) 生計維持者②の住所 (c) 郵便番号（半角数字） -

住所 1（自動入力）

住所 2（番地以降）（全角文字）

(d) 生計維持者②の生年月日 (d) 年 月 日生

(e) 生計維持者②のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
 (注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
 提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

- 準備できている
- これから準備する
- その他

※生計維持者については、必ず「給付奨学金案内」12～13ページを確認してください。

生計維持者とは、あなたの生計を維持する人という意味であり、原則父母（父母ともいる場合2人とも）としています。無収入の場合でも、生計維持者として入力する必要があります。入力漏れがないか確認してください。

生計維持者は最大2人です。

生計維持者①の入力は必須です。ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。

離婚後に父母が再婚（事実婚含む）している場合は、再婚相手も生計維持者として入力する必要があります。その際は、養子縁組の有無に関わらず、再婚相手の続柄は父又は母を選択してください。

「給付奨学金案内」23ページを参照しながら、生計維持者①の本名を全角で入力してください。

二次採用（秋）で申し込む場合は、2022年に読み替えてください。

二次採用（秋）で申し込む場合は、2023年に読み替えてください。

父母のうち（2）生計維持者①に入力した人ではない人を、必ず入力してください。定期採用の申込者は、ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。※一人親の場合は（3）の入力は不要です。※父母ともいない場合で代わって生計を維持している人がいるときは、主に生計を維持している人を（2）に入力してください。（3）の入力は不要です。

離婚後に父母が再婚（事実婚含む）している場合は、再婚相手も生計維持者として入力する必要があります。その際は、養子縁組の有無に関わらず、再婚相手の続柄は父又は母を選択してください。

「給付奨学金案内」23ページを参照しながら、生計維持者②の本名を全角で入力してください。

(f) 生計維持者②は2022年1月2日以降に転職しましたか。
 ※転職している場合でも、減収していない場合には、「いいえ」を選択してください。
 はい いいえ

「はい」を選択した場合も、マイナンバーで連携した情報（2022年1月～2022年12月の収入情報）にて審査を行います。ただし、選考結果によっては、書面による直近の給与明細等の提出により、再審査を希望することができます。次から選択してください。

- 第一希望の貸与奨学金が不採用となる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します。
 ※再審査を希望する場合には、追加で生計維持者の給与明細等の提出が必要になることがあります。また、書面審査には1～2か月かかりますので、選考が大幅に遅れることがあります。
- 上記の内容を理解の上、直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望します。
- 直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望しません。
 ※なお、給付奨学金については、直近の給与明細等での審査は行いません。

二次採用（秋）で申し込む場合は、2022年を2023年に読み替えてください。

(g) 生計維持者②は2023年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
 はい いいえ
 (h) 生計維持者②は2023年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。
 はい いいえ

二次採用（秋）で申し込む場合は、2023年を2024年に読み替えてください。

3. あなたの生計維持者が扶養している親族（あなたを含む）の人数を入力してください。

※以下の両方の条件を満たす親族の人数を入力してください。

1. あなたの生計維持者が税法上扶養していること
2. 1. の生計維持者より年下であること

(1) 2022年12月31日時点で、あなたの生計維持者が扶養している親族（あなたを含む）の人数を入力してください。

人

(2) 2023年12月31日時点で、あなたの生計維持者が扶養している親族（あなたを含む）の人数を入力してください。

人

4. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の合計額は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。

※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）。

はい いいえ

「いいえ」を選択した場合は家計基準を満たしていないため採用されません。なお、資産に関する証明書類の提出は不要です。

5. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の額をそれぞれ入力してください。（1万円未満切り捨て）

（半角数字）

あなた 万円
 生計維持者① 万円
 生計維持者② 万円
 合計 万円

生計維持者①の続柄が「申込者本人」である場合は、この欄の生計維持者①及び②は非活性となります。

◆一人親家庭

6. 父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 父又は母と死別した。
- 父母の離婚等により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計である。
 ※「離婚等」には、離婚調停中、DVIによる別居中、又は未婚の場合なども含まれます。
- 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- その他

⑨-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合にのみ表示されます。「離婚等」については、単なる不仲による別居は認められません。また、「その他」に入力する場合はできるだけ具体的に入力してください。

◆父母以外

7. 生計維持者に父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。（複数選択可）

- 両親（父母）と死別した。
- 両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っている。）
- その他

⑨-あなたの家族情報の3.にて、父母以外の人を生計維持者としている場合にのみ表示されます。父母以外の人を生計維持者にした理由として、父母と単に不仲であることは認められません。

該当する選択肢が2つ以上あれば全て選択してください。なお、ここでの「生計維持者が父母以外」（1名）となるケースは以下のような場合です。
 ・両親（父母）と死別し、おじ夫婦と生活している
 ※おじ夫婦のうち、あなたの生計を主に維持している方（1名）が「生計維持者」となります。
 ・両親（父母）が生死不明のため、未成年後見人（祖父）と生活している。

◆ <共通>一人親家庭・父母以外

必要に応じて、上記の事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

- はい
- いいえ

事象	証明書類(例)
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・課税証明書（寡婦（夫）控除の適用が分かるもの） ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本 ・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本 及び 課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
その他の事由	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

⑨-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合、または父母以外の人を生計維持者としている場合のみ表示されます。
生計維持者の考え方については、「給付奨学金案内」12～13ページ、及びJASSOホームページに掲載している「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」を併せて確認してください。

JASSO 生計維持者について

◆ 申込者本人

8. 生計維持者はあなた自身（独立生計者）と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 両親（父母）と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
- 父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
- わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養している。
- その他

申告いただいた内容について、後日確認させていただく場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

- はい
- いいえ

⑨-あなたの家族情報の3.にて、あなた自身を生計維持者（独立生計者）としている場合にのみ表示されます。
あなた自身を生計維持者にした理由として、父母と不仲であることは認められません。また、あなたの収入及び奨学金等だけで生活しているという状況であったとしても、父母がいる場合は、原則父母が生計維持者となります。

STEP8

⑩-家庭事情情報

奨学金を希望するに至った家庭事情や、特に説明を要することを記入してください（全角200文字以内、下の記入欄をご利用ください）。

注）第二種奨学金の最高月額を必要とする理由を具体的に記入してください（学校担当者から確認等を行う場合があります）。

(20×10)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

家庭事情情報は、全員入力する必要があります。

併用貸与を希望し、第二種奨学金の最高月額を選択した場合は、最高月額を必要とする「理由」も入力してください。

注意！口座情報に誤りがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。

入力しようとしている口座が奨学金を受け取れる口座かどうか、次のチェックリストを使って確認してください。

- あなた本人の預・貯金口座です。
 - 銀行等の普通預金口座、または、ゆうちょ銀行の通常貯金口座です。
 - 誓約欄のカナ氏名と通帳の口座名義人（カナ）は完全に同一です。
 - 金融機関名・支店名・口座番号（ゆうちょ銀行以外の場合）、または記号・番号（ゆうちょ銀行の場合）は正しいです。（※）
 - この通帳は1年以内に記帳できました（休眠口座ではありません）。
 - 農協、信託銀行、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、ネットバンク、コンビニ銀行等の口座ではありません。
- ※ 3か月以内に新設された支店は選択できない場合があります。

STEP9

①-奨学金振込口座情報

1. 公金受取口座の利用を希望しますか。 1. 希望します 希望しません

公金受取口座とは

2. 奨学金を振り込む金融機関を選択してください。 2. 銀行等 ゆうちょ銀行

設問1で「（公金受取口座の利用を）希望します」を選択した場合、奨学金の振込先は原則としてあなたが国（デジタル庁）に事前登録した公金受取口座となります。ただし、あなたの公金受取口座情報を機構が利用できない場合に備えて、奨学金の振込先となる口座情報を入力する必要があります。なお、公金受取口座と同じ口座情報を入力して構いません。

【銀行等を選択した場合】

金融機関名および支店名を選択してください。

(1) 金融機関名の読みの先頭1文字を選択してください。 (1)

1 (2) 金融機関名を選択してください。 (2)

(3) 支店名の読みの先頭1文字を選択してください。 (3)

2 (4) 支店名を選択してください。 (4)

3. 預金通帳等で確認後、口座番号を入力してください。

3 3. 普通（総合）口座

確認のため、再度口座番号を入力してください。 確認用

4. 口座名義人を入力してください。 (口座名義人は本人に限ります) **4**

4. 口座名義人（全角カナ） 姓 名

【ゆうちょ銀行を選択した場合】

3. 貯金通帳等で確認後、口座の記号-番号を入力してください。

1 記号 **2** 番号

確認のため、再度口座の記号-番号を入力してください。

確認用 記号 - 番号

4. 口座名義人を入力してください。 (口座名義人は本人に限ります) **3**

4. 口座名義人（全角カナ） 姓 名

奨学金申込の時点で公金受取口座を登録済である人のみ、「希望します」を選択することができます。ただし、公金受取口座が奨学金の振込に利用できない口座（「給付奨学金案内」19ページ参照）の場合は、「希望しません」を選択してください。

注意事項を記載していますので、公金受取口座の利用を希望する場合はこのボタンを押して必ず確認してください。

番号が7桁に満たない場合は、そのままの桁数で入力してください。

口座名義人は、①-あなたの氏名・誓約情報で入力したあなた本人のカナ氏名と完全に同一である必要があります。 ※姓と名でそれぞれ15文字まで入力できます。 ※姓が15文字以上ある人は、15文字まで姓に代入し、16文字以降は名に代入してください。 ※ミドルネームがある人は、名の欄に「ミドルネーム」と「名前」をスペースなしで入力してください。

「記号」と「番号」の間に数字がある場合は、その数字は入力しないでください。 ※番号が8桁に満たない場合は、そのままの桁数で入力してください。

【通帳の口座名義人・口座情報が記載されているページの「コピーをここに貼り付け」】

給付奨学金制度

申込手順等

スカラネット入力下書き用紙

採用後の手続き

4 **普通預金** **銀行等**

キョウワ

お振付の通帳見開帳は次のとおりです。	金額	変更後金額	店番	口座番号
	円	円	***	*****

株式会社××銀行 **1**

口座店 ××支店 **2**

TEL ×××(×××)××××

ご預金残高のご紹介先 ××××××

お振込入金 ×××(×××)××××

印刷途中含納付につき印刷時税務署承認済

1 記号 **2** 番号

1*0** *******1**

おなまえ **キョウワ** 様

3

株式会社ゆうちょ銀行 (金融機関コード:3900)

通帳お振付印とは、別々に保管してください。 通帳作成地 東京都千代田区蔵前1-2-2 株式会社ゆうちょ銀行

印刷途中含納付につき印刷時税務署承認済

この番号では振込みできません

この口座を他金融機関からの振込みの受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください

【店名】一九八(読み イチキョウハチ)

【店番】198 【預金種目】普通預金 【口座番号】0123456

入力後、「次へ」ボタンを押すと、奨学金振込口座情報確認に進みます。口座情報に誤りがなければ確認してから、「次へ」ボタンを押してください。以降は「給付奨学金案内」26ページを見ながら、画面の指示に従って進めてください。